



開設予定事業者向け説明会資料 通所介護

神奈川県 福祉子どもみらい局 福祉部 高齢福祉課

令和6年1月版

目 次

0	介護保険法に基づく各種サービスの指定を受けるにあたっての、定款への事業	名
	の記載について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
0	介護報酬の地域区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
0	サービス別の1単位当たりの単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
0	地域単価・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	4
0	通所介護料金早見表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
0	①②通所介護指定申請に係る必要書類一覧表・・・・・・・・・ 1	4
0	③通所介護申請及び介護給付費請求に係る書類チェックリスト・・・・・ 1	6
0	④申請書類作成にあたっての留意事項(通所介護)・・・・・・・・・ 2	3
0	⑤同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合・・・・・・・・ 2	8
0	申請書類記載例・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3	0
0	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・・・・・・・・・ 4	3
0	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表・・・・・・・・・・ 4	4
0	よくある質問・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4	5
亲	内容は制度改正により変わる可能性があります。 所規申請の際は、介護情報サービスかながわをご覧い き申請書類等お間違いないようご注意ください。	ただ

■ 介護保険法に基づく各種サービスの指定を 受けるにあたっての、定款への事業名の記載について ■

○ 介護保険法に基づく居宅サービス事業

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、 通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護、 特定施設入居者生活介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売

○ 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護、複合型サービス

〇 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

居宅介護支援

〇 介護保険法に基づく介護予防サービス事業

介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、

介護予防訪問リハビリテーション、介護予防居宅療養管理指導、

介護予防通所リハビリテーション、介護予防短期入所生活介護、

介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防福祉用具貸与、特定介護予防福祉用具販売

○ 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

〇 介護保険法に基づく介護予防支援事業

介護予防支援

- ご注意ください!

定款変更について、所轄官庁の許認可が必要な場合は、必ず所轄官庁へその変更に ついてご相談ください。

(株式会社や有限会社、合資会社等の営利法人の場合、所轄官庁はありません。)

介護報酬の地域区分

| 一変更あり

	区	分				(会和3年	改定後 :度~令和5年度)
	<u></u>	/3		(1/2/0001/2	上乗せ率(%)	(1)110-7	上乗せ率(%)	増減
横	浜	Ė	市	2 級地	16	2級地	16	-6424
川	嵋		市	2 級地	16	2級地	16	
相	模	原	市	4 級地	12	4級地	12	
横	 須	賀	市	5級地	10	5級地	10	
鎌	倉	1	市	3 級地	15	3 級地	15	
逗	子	_	市	4 級地	12	4 級地	12	
三	浦	Ì	市	6級地	6	6級地	6	
逗 三 葉	Ц	1	町	6級地	6	6級地	6	
厚	木	;	市	4 級地	12	4 級地	12	
大	和		市	5 級地	10	5級地	10	
海	老	名	市	5 級地	10	4 級地	12	+
座	間]	市	5 級地	10	5級地	10	
綾	溂		市	5 級地	10	5級地	10	
愛	JI		町	5 級地	10	5級地	10	
清	JI		村	6級地	6	6級地	6	
藤	沂	Į	市	4 級地	12	4 級地	12	
茅	ケ	崎	市	5 級地	10	5級地	10	
寒	JI	I	町	5 級地	10	5級地	10	
<u>寒</u> 平	场	₹	市	5 級地	10	5級地	10	
	野	ş	市	6級地	6	6級地	6	
伊	勢	原	市	5 級地	10	5級地	10	
大	碍	ŧ	町	6級地	6	6級地	6	
	宫	1 I	町	6 級地	6	6級地	6	
南	足	柄	市	その他	0	その他	0	
中	爿	•	町	その他	0	その他	0	
大	爿		町	その他	0	その他	0	
松	Œ		町	その他	0	その他	0	
山開	北		町	その他	0	7級地	3	+
	成	<u> </u>	町	その他	0	その他	0	
小	田	原	市	5級地	10	5級地	10	
箱真	枯		町	7級地	3	7級地	3	
	鸖	<u> </u>	町	その他	0	その他	0	
湯	河	原	町	その他	0	その他	0	

サービス別の1単位当たりの単価

				_,				
			(平	改 第 成30~	定 前 令和2年	度)		
区分	人件			1	:乗せ割	合		
	費	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	割合	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
居宅サービス								
訪問介護	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問入浴介護	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問看護	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
訪問リハビリテ- ション	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
通所介護	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
通所リハビリテ- ション	55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所生活介証	隻 55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
短期入所療養介証		10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
特定施設入居者 介護	生活 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
地域密着型サービス								
夜間対応型訪問分	介護 70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
認知症対応型通過	 55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
小規模多機能型原 介護	^{居宅} 55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
認知症対応型共同 活介護	司生 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
地域密着型特定施 入居者生活介護	25% 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
地域密着型介護老人 施設入所者生活介護		10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
定期巡回 · 随時対型訪問介護看護	応 70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
看護小規模多機能型 介護(複合型サービ		10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
地域密着型通所	介護 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
居宅介護支援	70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
介護保険施設サービ	z							
介護老人福祉施設	没 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護老人保健施記	没 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護療養型医療抗	施設 45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
介護医療院	45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		•						

						(単位	(円)
			改 I 令和3~	E 後 ~5年度》)		
人件			1	:乗せ割	合		
費	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
割合	16%	15%	12%	10%	6%	3%	0%
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
55%	10.88	10.83	10.66	10.55	10.33	10.17	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
70%	11.12	11.05	10.84	10.70	10.42	10.21	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00
45%	10.72	10.68	10.54	10.45	10.27	10.14	10.00

[※] 介護予防サービスは、省略。

			2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	·訪問介護 ·訪問入浴介護 ·訪問看護 ·居宅介護支援	·定期巡回·随時対応型訪問介護看護 ·夜間対応型訪問介護	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10
ž E	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護	・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サー ビス)	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10P
	·通所介護 ·短期入所療養介護 ·特定施設入居者生活介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型通所介護	 介護老人福祉施設 介護老人保健施設 介護療養型医療施設 介護医療院 地域密着型特定施設入居者生活介護 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

2級地:横浜市/川崎市

3級地:鎌倉市

4級地:相模原市/藤沢市/厚木市/逗子市/<mark>海老名市</mark>

5級地:横須賀市/平塚市/小田原市/茅ケ崎市/大和市/伊勢原市/座間市/綾瀬市/寒川町/愛川町

6級地:三浦市/秦野市/葉山町/大磯町/二宮町/清川村

7級地:山北町/箱根町 その他:上記以外

(平成30年4月~令和3年3月)

			2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
	·訪問介護 ·訪問入浴介護 ·訪問看護 ·居宅介護支援	·定期巡回·随時対応型訪問介護看護 ·夜間対応型訪問介護	11. 12円	11. 05円	10. 84円	10. 70円	10. 42円	10. 21円	10円
	・訪問リハビリテーション ・通所リハビリテーション ・短期入所生活介護 ・認知症対応型通所介護 ・小規模多機能型居宅介護	・看護小規模多機能型居宅介護(複合型サービス)	10. 88円	10. 83円	10. 66円	10. 55円	10. 33円	10. 17円	10円
	·通所介護 ·短期入所療養介護 ·特定施設入居者生活介護 ·認知症対応型共同生活介護 ·地域密着型通所介護	·介護老人福祉施設 ·介護老人保健施設 ·介護秦建卫医療施設 ·介護医療院 ·地域密着型特定施設入居者生活介護 ·地域密着型介護老人福祉施設入所者生活 介護	10. 72円	10. 68円	10. 54円	10. 45円	10. 27円	10. 14円	10円

※サービス種類については、介護予防サービスのある居宅サービス及び地域密着型サービスは介護予防サービスを含む。

2級地:横浜市/川崎市

3級地:鎌倉市

4級地:相模原市/藤沢市/厚木市/逗子市

5級地:横須賀市/平塚市/小田原市/茅ケ崎市/大和市/伊勢原市/海老名市/座間市/綾瀬市/寒川町/愛川町

6級地:三浦市/秦野市/葉山町/大磯町/二宮町/清川村

7級地:箱根町

その他:上記以外

通所介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【1割負担】

【利用者負担算出方法】 地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.9(1円未満切り捨て)) =△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(同一建物に居住する利用者に対する減算、事業所が送迎を行わない場合の減算など)は下表に は記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみ	である場合	場合は、料金変更届は不要としています。 利用者負担額(1割)円									
						- 刮/ 门					
通所介護費(1回につき)	単位数	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他			
		10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円			
イ 通常規模型通所介護費											
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合											
(一) 要介護 1	368	395	393	388	385	378	374	368			
(二) 要介護 2	421	452	450	444	440	433	427	421			
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	477 530	512	510 566	503 559	499 554	490 545	484 538	477 530			
(五)要介護5	585	569 628	625	617	612	601	594	585			
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	303	020	020	011	012	001	334	365			
(一) 要介護 1	386	414	413	407	404	397	392	386			
(二) 要介護 2	442	474	472	466	462	454	449	442			
(三) 要介護 3	500	536	534	527	523	514	507	500			
(四)要介護4	557	598	595	587	582	572	565	557			
(五)要介護5	614	659	656	648	642	631	623	614			
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	F.0.5	000	000	500	FOO	F00		-05			
(一) 要介護 1 (二) 要介護 2	567 670	608 719	606 716	598 707	593 701	583 688	575 680	567 670			
(三)要介護2	773	829	826	815	808	794	784	773			
(四)要介護4	876	939	936	924	916	900	889	876			
(五)要介護5	979	1,050	1, 046	1, 032	1, 023	1,006	993	979			
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合											
(一) 要介護 1	581	623	621	613	608	597	590	581			
(二) 要介護 2	686	736	733	723	717	705	696	686			
(三) 要介護 3	792	849	846	835	828	814	803	792			
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	897	962	958	946	938	922	910	897			
(五) 安介 渡 3 (5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	1,003	1, 076	1, 072	1, 058	1, 049	1,030	1,017	1,003			
(一)要介護1	655	703	700	691	685	673	665	655			
(二)要介護2	773	829	826	815	808	794	784	773			
(三) 要介護 3	896	961	957	945	937	921	909	896			
(四) 要介護4	1,018	1, 092	1, 088	1,073	1,064	1,046	1,033	1,018			
(五) 要介護 5	1, 142	1, 225	1, 220	1, 204	1, 194	1, 173	1, 158	1, 142			
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合											
(一) 要介護 1	666	714	712	702	696	684	676	666			
(二) 要介護 2 (三) 要介護 3	787 911	844 977	841 973	830 961	823 952	809 936	798 924	787 911			
(四)要介護4	1, 036	1, 111	1, 107	1, 092	1, 083	1,064	1,051	1,036			
(五)要介護5	1, 162	1, 246	1, 241	1, 225	1, 215	1, 194	1, 179	1, 162			
口 大規模型通所介護費 (I)						-,					
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合											
(一) 要介護 1	356	382	381	376	372	366	361	356			
(二) 要介護 2	407	437	435	429	426	418	413	407			
(三) 要介護 3	460	494	492	485	481	473	467	460			
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	511 565	548 606	546 604	539 596	534 591	525 581	519 573	511 565			
(2) 所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	505	000	004	596	591	901	513	909			
(一)要介護1	374	401	400	395	391	384	380	374			
(二)要介護2	428	459	458	452	448	440	434	428			
(三) 要介護 3	484	519	517	511	506	497	491	484			
(四)要介護4	538	577	575	567	563	553	546	538			
(五)要介護 5	594	637	635	626	621	610	603	594			
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合											
(一) 要介護 1	541	580	578	571	566	556	549	541			
(二) 要介護 2	640	686	684	675	669	658	649	640			
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	739 836	793 897	790 893	779 882	773 874	759 859	750 848	739 836			
(四)要介護 4 (五)要介護 5	935	1,003	893 999	986 986	977	961	948	935			
(ユ/安月 渡り	935	1,003	999	986	911	901	948	935			

							ı	
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合 (一) 要介護1	561	602	600	592	587	577	569	561
(二)要介護2	664	712	710	700	694	682	674	664
(三)要介護3	766	822	818	808	801	787	777	766
(四)要介護4	867	930	926	914	906	891	880	867
(五)要介護5	969	1, 039	1,035	1,022	1,013	996	983	969
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合								
(一) 要介護 1	626	671	669	660	655	643	635	626
(二) 要介護 2	740	794	791	780	774	760	751	740
(三) 要介護 3	857	919	916	904	896	881	869	857
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	975	1, 046	1,042	1,028	1,019	1,002	989	975
(4) 所要時間8時間以上9時間未満の場合	1,092	1, 171	1, 167	1, 151	1, 142	1, 122	1, 108	1,092
(一)要介護1	644	691	688	679	673	662	653	644
(二)要介護2	761	816	813	802	796	782	772	761
(三)要介護3	881	945	941	929	921	905	894	881
(四)要介護 4	1,002	1, 075	1,071	1, 057	1, 047	1, 029	1,016	1,002
(五)要介護5	1, 122	1, 203	1, 199	1, 183	1, 173	1, 153	1, 138	1, 122
ハ 大規模型通所介護費 (II)								
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	0.40	200	207	200	250	252	940	0.40
(一) 要介護 1 (二) 要介護 2	343 393	368 422	367 420	362 415	359 411	353 404	348 399	343 393
(三)要介護3	444	476	475	468	464	456	451	444
(四)要介護4	493	529	527	520	516	507	500	493
(五)要介護5	546	586	584	576	571	561	554	546
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合								
(一) 要介護 1	360	386	385	380	377	370	365	360
(二) 要介護 2	412	442	440	435	431	424	418	412
(三)要介護3	466	500	498	492	487	479	473	466
(四) 要介護 4	518	556	554	546	542	532	526	518
(五)要介護5	572	614	611	603	598	588	580	572
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合 (一) 要介護 1	522	560	558	551	546	536	530	522
(二)要介護2	617	662	659	651	645	634	626	617
(三)要介護3	712	764	761	751	744	732	722	712
(四) 要介護 4	808	867	863	852	845	830	820	808
(五)要介護5	903	968	965	952	944	928	916	903
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合								
(一) 要介護 1	540	579	577	570	565	555	548	540
(二) 要介護 2	638	684	682	673	667	656	647	638
(三)要介護3	736	789	786	776	770	756	747	736
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	835	896	892	880	873	858	847	835
(5)所要時間7時間以上8時間未満の場合	934	1,002	998	985	976	960	947	934
(一)要介護1	604	648	645	637	632	621	613	604
(二)要介護2	713	765	762	752	745	733	723	713
(三)要介護3	826	886	883	871	864	849	838	826
(四)要介護4	941	1,009	1,005	992	984	967	955	941
(五)要介護 5	1, 054	1, 130	1, 126	1, 111	1, 102	1,083	1,069	1, 054
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合								
(一) 要介護 1	620	665	663	654	648	637	629	620
(二) 要介護 2	733	786	783	773	766	753	744	733
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	848 965	909 1, 035	906 1, 031	894 1, 018	887 1, 009	871 991	860 979	848 965
(五)要介護5	1, 081	1, 159	1, 155	1, 140	1, 130	1, 111	1,097	1, 081
入浴介助加算(1日につき)								
イ 入浴介助加算(I)	40	43	43	43	42	41	41	40
ロ 入浴介助加算(Ⅱ)	55	59	59	58	58	57	56	55
中重度者ケア体制加算(1日につき)	45	49	48	48	47	47	46	45
生活機能向上連携加算 I	100	108	107	106	105	103	102	100
(3月に1回を限度として1月につき)	100	100	101	100	100	100	102	100
生活機能向上連携加算Ⅱ(1月につき)	200	215	214	211	209	206	203	200
(個別機能訓練加算算定なし)	200	215	214	211	209	200	203	200
生活機能力 L 清推加祭 II (1 B) = 2 2								
生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき) (個別機能訓練加算算定あり)	100	108	107	106	105	103	102	100
	50	20	20	50	FO	50		
個別機能訓練加算(I)イ(1日につき) 個別機能訓練加算(I)ロ(1日につき)	56 85	60 92	60 91	59 90	59 89	58 88	57 87	56 85
10 方 10 方 10 方 11	00	92	91	90	- 09	- 00	01	89
個別機能訓練加算(II) (1月につき)	20	22	22	21	21	21	21	20
ADL維持等加算(I) (1月につき)	30	33	32	32	32	31	31	30
ADL維持等加算 (II) (1月につき)	60	65	64	64	63	62	61	60
認知症加算(1日につき)	60	65	64	64	63	62	61	60
若年性認知症利用者受入加算	60	65	64	64	63	62	61	60
(1日につき)				01		02	31	00
栄養アセスメント加算(1月につき)	50	54	54	53	53	52	51	50
I	1					I	l	l

栄養改善加算 (1月に2回を限度として1回につき)	200	215	214	211	209	206	203	200
ロ腔・栄養スクリーニング加算 (I) (1回につき)	20	22	22	21	21	21	21	20
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (1回につき)	5	6	6	6	6	6	5	5
口腔機能向上加算 (I) (1月に2回を限度として1回につき)	150	161	161	159	157	154	153	150
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (1月に2回を限度として1回につき)	160	172	171	169	168	165	163	160
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40	43	43	43	42	41	41	40
(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき)	22	24	24	24	23	23	23	22
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき)	18	20	20	19	19	19	19	18
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき)	6	7	7	7	7	7	6	6
生活相談員配置等加算(共生型通所介護のみ)	13	14	14	14	14	14	14	13
時間延長加算								
9時間以上10時間未満	50	54	54	53	53	52	51	50
10時間以上11時間未満	100	108	107	106	105	103	102	100
11時間以上12時間未満	150	161	161	159	157	154	153	150
12時間以上13時間未満	200	215	214	211	209	206	203	200
13時間以上14時間未満 ** 加管はサービス内容略称	250	268	267	264	262	257	254	250

※ 加算はサービス内容略称

共生型通所介護を行う場合	所定の単位数に乗じる数
指定生活介護事業所が行う場合	93/100
指定自立訓練事業所が行う場合	95/100
指定児童発達支援事業所が行う場合	90/100
指定放課後デイサービス事業所が行う場合	90/100

介護職員処遇改善加算(単位数)

1 (キャリアパス要件①②③) +職場環境要 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率5.9パーセント ம:

II (キャリアパス要件①②)+職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率 4.3パーセント

Ⅲ(キャリアパス要件①又は②)+職場環境 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2. 3パーセント

| 要件 | 「大護報酬総単位数(基本単位+各種加昇減昇)×サービス別加昇率 2.3 ハーセント | ※処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

介護職員等特定処遇改善加算(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あ か護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率 1. 2 パーセント

リー・ (サービス提供体制強化加算等の取得な 介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率1.0パーセント

| し) ※特定処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

介護職員等ベースアップ等支援加算 (単位数)介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率1. 1パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

通所介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【2割負担】

【利用者負担算出方法】

【利用者員担昇田万法】
地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て)
○○円-(○○円×0.8(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用 者負担額の算出は、1 か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(同一建物に居住する利用者に対する減算、事業所が送迎を行わない場合の減算など)は下表に は記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみであ	る場合は、	は、料金変更届は不要としています。										
		利用者負担額(2割)円										
通所介護費(1回につき)	単位数											
		10.72円	10.68円	10.54円	10. 45円	10.27円	10.14円	10円				
イ 通常規模型通所介護費												
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合												
(一) 要介護 1	368	789	786	776	769	756	747	736				
(二) 要介護 2	421	903	900	888	880	865	854	842				
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	477 530	1, 023 1, 137	1, 019 1, 132	1, 006 1, 118	997 1, 108	980 1, 089	968 1, 075	954 1, 060				
(五)要介護5	585	1, 157	1, 152	1, 116	1, 103	1, 202	1, 075	1, 170				
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合	000	1, 200	1, 200	1, 200	1, 220	1, 202	1, 101	1,110				
(一) 要介護 1	386	828	825	814	807	793	783	772				
(二) 要介護 2	442	948	944	932	924	908	897	884				
(三) 要介護 3	500	1,072	1, 068	1, 054	1, 045	1, 027	1,014	1,000				
(四)要介護4	557	1, 195	1, 190	1, 174	1, 164	1, 144	1, 130	1, 114				
(五) 要介護 5	614	1, 317	1, 312	1, 295	1, 284	1, 261	1, 245	1, 228				
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一)要介護1	567	1, 216	1, 211	1, 196	1, 185	1, 165	1, 150	1, 134				
(二)要介護 2	670	1, 216	1, 211	1, 196	1, 185 1, 401	1, 165	1, 150	1, 134 1, 340				
(三) 要介護 3	773	1, 457	1, 451	1, 630	1, 401	1, 588	1, 568	1, 546				
(四)要介護 4	876	1, 878	1,871	1,847	1, 831	1,800	1, 777	1,752				
(五)要介護5	979	2, 099	2, 091	2, 064	2, 046	2,011	1, 986	1, 958				
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合												
(一) 要介護 1	581	1, 246	1, 241	1, 225	1, 215	1, 194	1, 179	1, 162				
(二) 要介護 2	686	1, 471	1, 466	1, 446	1, 434	1, 409	1, 392	1, 372				
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	792 897	1, 698 1, 923	1, 692 1, 916	1, 670 1, 891	1, 656 1, 875	1, 627	1,606 1,819	1, 584 1, 794				
(五)要介護5	1,003	2, 151	2, 143	2, 115	2, 097	1, 843 2, 060	2, 034	2,006				
(5) 所要時間 7 時間以上 8 時間未満の場合	1,005	2, 101	2, 140	2,110	2,031	2,000	2,001	2,000				
(一) 要介護 1	655	1, 405	1, 399	1, 381	1, 369	1, 346	1, 329	1, 310				
(二) 要介護 2	773	1, 658	1, 651	1,630	1, 616	1, 588	1, 568	1, 546				
(三) 要介護 3	896	1, 921	1, 914	1, 889	1, 873	1, 841	1, 817	1, 792				
(四)要介護 4	1, 018	2, 183	2, 175	2, 146	2, 128	2, 091	2, 065	2, 036				
(五)要介護5	1, 142	2, 449	2, 440	2, 408	2, 387	2, 346	2, 316	2, 284				
(6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 (一) 要介護 1	666	1, 428	1, 423	1, 404	1, 392	1, 368	1, 351	1, 332				
(二)要介護2	787	1, 428	1, 423	1, 404	1, 645	1, 617	1, 596	1, 574				
(三) 要介護 3	911	1, 953	1, 946	1, 921	1, 904	1,871	1,848	1,822				
(四) 要介護 4	1, 036	2, 221	2, 213	2, 184	2, 166	2, 128	2, 101	2,072				
(五)要介護5	1, 162	2, 492	2, 482	2, 450	2, 429	2, 387	2, 357	2, 324				
口 大規模型通所介護費 (I)												
(1) 所要時間 3 時間以上 4 時間未満の場合	050	E0.4	504		5	500	500	510				
(一) 要介護 1 (二) 要介護 2	356 407	764 873	761 870	751 858	744 851	732 836	722 826	712 814				
(三)要介護3	460	987	983	970	962	945	933	920				
(四)要介護4	511	1, 096	1, 092	1,077	1, 068	1, 050	1,037	1,022				
(五)要介護5	565	1, 212	1, 207	1, 191	1, 181	1, 161	1, 146	1, 130				
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合												
(一) 要介護 1	374	802	799	789	782	768	759	748				
(二) 要介護 2	428	918	915	903	895	879	868	856				
(三) 要介護 3	484	1,038	1, 034	1,021	1,012	994	982	968				
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	538 594	1, 154 1, 274	1, 149 1, 269	1, 134 1, 252	1, 125 1, 242	1, 105 1, 220	1, 091 1, 205	1, 076 1, 188				
(3) 所要時間 5 時間以上 6 時間未満の場合	594	1, 2/4	1, 209	1, 202	1, 242	1, 220	1, 205	1, 188				
(一)要介護1	541	1, 160	1, 156	1, 141	1, 131	1, 112	1,097	1,082				
(二) 要介護 2	640	1, 372	1, 367	1, 349	1, 338	1, 315	1, 298	1, 280				
(三) 要介護 3	739	1, 585	1, 579	1, 558	1, 545	1, 518	1, 499	1, 478				
(四)要介護4	836	1, 793	1, 786	1, 763	1, 748	1, 717	1, 696	1,672				
(五)要介護5	935	2,005	1, 997	1, 971	1, 954	1, 921	1,896	1,870				

(一) 受冷電 1							1	1	
(二) 受行権名	(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	561	1 202	1 100	1 109	1 179	1 159	1 190	1 199
(四) 要介護4									
(四) 要が達も									1,532
(6) 所要時間 時間以上 8 時間未讀の場合 一次資産 1.30		867							1,734
(一) 受介権1 (一) 受介権2 (一) 受介権3 (元) 受介権4 (用) 受介権5 (用) 受介権6 (用) 受介権7 (用) 受介権6 (用) 受介権6 (用) 受介権6 (用) 受介権7 (用) 受介権7 (用) 受介権7 (用) 受介権7 (用) 受介権8 (用) 受介権7 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権8 (用) 受介権7 (用) 受介権8 (用) 受介格8 (用) 受介格9 (用) 受介格8 (用) 受介格9 (用) (用) (用) (用) (用) (用) (用) (用) (用) (用)		969	2, 078	2, 070	2, 043	2, 026	1, 991	1, 965	1, 938
(三) 要介養2									
(三) 受介護者 975 2,091 2,083 2,085 2,085 2,085 2,085 1,781 1,781 1,781 1,781 (元) 変介護 (元) 要介護 2,083 2,083 2,085			-						1, 252
(田) 安介後6 (万) 安介後7 (万) 下の後7									
(五) 安介陵								-	
(6) 所要時間 2時間以上 9 時間 表演の場合 (一) 要介度 2									
(一) 受介護 2 761 1.58 1.376 1.388 1.374 1.321 1.300 1.28 1.200 1.591 1.581 1.514 1.581 1.580 1.882 1.867 1.462 1.581 1.581 1.787 1.7		1,002	2,012	2,000	2,002	2,200	2,210	2,510	2,101
(三) 安介護3 (881 1,889 1,882 1,887 1,882 2,187 1,842 2,181 2,081 2,088 2,023 2,008 (3) 愛介護4 (1,002 2,106 2,397 2,365 2,346 2,305 2,276 2,246 人人民権の政治所が譲渡 (II) (I) 所要時間3時間以上4時間未満の場合 (一要介護4 144 952 949 308 828 121 901 88 (II) (II) 所要時間3時間以上5時間未満の場合 (II) (II) (III) (II		644	1, 381	1, 376	1, 358	1, 346	1, 323	1, 306	1, 288
(田) 安介捜告 1,002 2,149 2,141 2,113 2,094 2,568 2,002 2,00		761	1,632	1,626	1,604	1, 591	1, 563	1, 544	1, 522
(五) 受介護 (1) (1) 呼吸時間 3 時間以上 4 時間未満の場合 (2) 要介護 2 (305 2, 305 2, 276 2, 24 (1) 要介護 2 (305 2, 305 2, 305 2, 276 2, 24 (1) 要介護 2 (305 3, 305 2,					,	-			1, 762
八大規模別語が介護費 (1) 343 736 733 722 717 705 6.96 7.92 7.52 7.00									2,004
(1) 所突時間 3時間以上 4時間未満の場合 (一) 要介護 2 (三) 要介護 3 (2) 第2時間 4時間以上 5時間未満の場合 (一) 要介護 4 (三) 要介護 4 (三) 要介護 5 (三) 要介護 6 (三) 要介護 6 (三) 要介護 7 (三) 要介護 7 (三) 要介護 8 (四) 要介護 9 (四) 要介護 8 (四) 要介護 8 (四) 要介護 9 (回) 2 (回) 要介護 9 (回) 2 (回) 2 (回) 全介護 9 (回) 2		1, 122	2, 406	2, 397	2, 365	2, 345	2, 305	2, 276	2, 244
(一) 要介護 1									
(二) 要介護 2		343	736	733	793	717	705	696	686
(三) 要介護者 444 952 949 936 928 912 911 1,000 88 (別)要介護者 493 1,057 1,057 1,058 1,040 1,103 1,103 1,000 89 (万)要介護 546 1,171 1,167 1,151 1,141 1,122 1,108 1,090 95 (元)要介護 412 884 880 899 861 847 836 826 999 996 983 974 957 945 936 (円)要介護 412 884 880 899 861 847 836 89									786
(田) 要介護 4 (492 1, 1, 057 1, 053 1, 040 1, 031 1, 013 1, 010 0 98 (方) 要介護 5 546 1, 171 1, 167 1, 151 1, 141 1, 122 1, 108 1, 08 (2) 所要時間 4間以上 5 時間未満の場合 (一) 受介護 1 412 884 880 880 889 861 847 836 82 (2) 要介護 3 466 999 996 993 974 957 945 93 (日) 要介護 4 111 1, 107 1, 1092 1, 1083 1, 1064 1, 114 (五) 以 (五) 要介護 5 572 1, 1227 1, 1222 1, 206 1, 196 1, 176 1, 160 1, 144 (五) 受介護 5 572 1, 1227 1, 1222 1, 206 1, 196 1, 176 1, 160 1, 144 (五) 受介護 5 572 1, 1227 1, 1222 1, 206 1, 196 1, 176 1, 160 1, 144 (五) 受介護 6 522 1, 119 1, 115 1, 101 1, 091 1, 072 1, 059 1, 04 (五) 受介護 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7									888
(一) 要介護 2 412 884 880 899 861 847 836 72 72 769 759 753 740 730 72 769 759 753 740 730 72 769 759 753 740 730 72 769 759 753 740 730 72 769 759 753 740 730 72 753 740 730 72 753 740 730 72 753 740 730 753 740 730 753 740 730 753 740 730 753 740 730 753 740 730 753 740 730 753 740 753			1, 057	1, 053	1,040			1,000	986
(一) 要介護 1 360 772 760 759 758 740 730 720 72 760 元 2 2 2 4 12 884 880 869 861 847 836 82 (三) 要介護 3 466 999 996 985 974 957 945 937 945 937 (四) 要介護 4 518 1,111 1,107 1,092 1,093 1,064 1,051 1,03 (五) 要介護 5 572 1,1227 1,222 1,206 1,106 1,175 1,160 1,103 (五) 要介護 1 52 1,119 1,115 1,101 1,092 1,072 1,059 1,008 1,207 (三) 要介護 2 617 1,323 1,318 1,301 1,290 1,208 1,252 1,233 712 1,527 1,521 1,501 1,488 1,403 1,444 1,42 (三) 要介護 3 712 1,527 1,521 1,501 1,488 1,403 1,444 1,42 (五) 所政時間 6時間以上 7時間未満の場合 (一) 要介護 4 808 1,733 1,726 1,704 1,689 1,669 1,639 1,61 (五) 要介護 2 638 1,368		546	1, 171	1, 167	1, 151	1, 141	1, 122	1, 108	1,092
(二) 要介護 2 412 884 880 869 861 847 836 82 82 83 974 957 945 93 96									
(三) 要介護3 466 999 996 983 974 957 945 193 (日) 要介護4 1,11 1,107 1,092 1,083 1,064 1,051 1,03 (五) 要介護4 518 1,111 1,107 1,092 1,083 1,064 1,051 1,03 (五) 要介護5 572 1,227 1,222 1,206 1,196 1,195 1,06 1,14 (1) 1,07 1,07 1,092 1,083 1,064 1,051 1,03 1,07 1,092 1,083 1,064 1,051 1,03 1,07 1,092 1,083 1,064 1,051 1,03 1,09 1,09 1,09 1,09 1,09 1,09 1,09 1,09									720
(円) 要介護4 518 1,111 1,107 1,092 1,083 1,084 1,051 1,08 (五) 要介護5 572 1,227 1,222 1,206 1,196 1,175 1,160 1,14 (元) 要介護 572 1,227 1,222 1,206 1,196 1,175 1,160 1,14 (元) 要介護 1 (元) 要介護 1 (元) 要介護 2 (月7 1,323 1,181 1,318 1,301 1,209 1,072 1,268 1,252 1,10 (元) 要介護 2 (月7 1,323 1,181 1,318 1,301 1,209 1,072 1,268 1,252 1,10 (元) 要介護 3 (元) 要介護 4 (別) 要介護 4 (別) 要介護 4 (別) 要介護 6 (月7 1,323 1,126 1,701 1,689 1,660 1,639 1,140 (月7 1,025 1,									
(五) 要介護5 (3) 所要時間ら時間以上6時間未満の場合 (一)要介護2 (3) 所要時間ら時間以上6時間未満の場合 (一)要介護2 (1,119 (1,115 (1,10) (1,109 (1,109 (1,109 (1,100) (1,109 (1,100) (1,100									
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合 (一) 髪が護2 (617 1,323 1,318 1,301 1,290 1,268 1,252 1,32 (三) 髪が護2 (617 1,323 1,318 1,301 1,290 1,268 1,252 1,33 (円) 髪が護3 712 1,527 1,521 1,501 1,488 1,463 1,460 1,600 1,639 1,61 (元) 髪が護4 808 1,733 1,726 1,704 1,689 1,660 1,639 1,61 (元) 髪が護5 993 1,936 1,929 1,904 1,888 1,855 1,832 1,80 (4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合 (一) 髪が護 1 540 1,158 1,154 1,139 1,129 1,109 1,095 1,08 (二) 髪が護 2 (638 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,27 (三) 髪が護 3 (75 2) 長が護 4 (83 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,27 (三) 髪が護 3 (75 2) 長が護 4 (83 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,27 (三) 髪が護 5 (75 2) 長が護 4 (83 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,39 4,129 1,109 1,095 1,08 (元) 髪が護 5 (75 2) 長が護 4 (83 1,368 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,27 (三) 髪が護 5 (75 2) 長が護 4 (83 1,368 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,39 4,129 1,109 1,095 1,08 (元) 髪が護 5 (75 2) 長が護 6 (83 1,368 1,368 1,363 1,345 1,359 1,512 1,493 1,47 (三) 髪が護 5 (75 2) 長が護 6 (84 1,295 1,296 1,296 1,77 1,76 1,77 1,76 1,77 1,76 1,77 1,77									1, 144
(二)要介護 2			-,		-,	-,	-,	-,	-,
(三) 要介護3 712 1,527 1,521 1,501 1,488 1,463 1,444 1,142 (円) 要介護4 (円) 要介護4 (円) 要介護5 993 1,936 1,929 1,904 1,888 1,855 1,832 1,80 (エ) 要介護1 (コ) 要介護2 (元) 要介護2 (元) 要介護2 (元) 要介護3 (元) 年 (元) 要介護3 (元) 年 (元) 要介護4 (元) 要介護4 (元) 要介護5 (円) 要介護4 (元) 要介護5 (円) 要介護4 (元) 要介護5 (円) 要介護6 (円) 要介達6 (円)	(一)要介護1	522	1, 119	1, 115	1, 101	1, 091	1,072	1, 059	1,044
(四) 要介護 4 888 1,733 1,726 1,704 1,689 1,660 1,639 1,630 1,936 (4) 所要時間 6時間以上 7 時間未満の場合 (一) 要介護 1 540 1,158 1,365 1,331 1,301 1,129 1,109 1,095 1,085 (三) 要介護 2 638 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,275 (三) 要介護 3 736 1,578 1,572 1,552 1,552 1,552 1,519 1,512 1,493 1,476 (五) 要介護 4 835 1,791 1,784 1,760 1,745 1,715 1,694 1,676 (五) 要介護 5 7 7 8 1,200 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,995 1,894 1,865 (三) 要介護 3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,655 (四) 要介護 4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,933 1,909 1,885 (五) 要次诱ぎ 5 1,595 1,595 1,151 1,225 1,525 1,200 (五) 要介護 4 941 2,018 2,200 1,984 1,967 1,933 1,909 1,885 (五) 要介護 3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,655 (五) 要介護 6 (五) 要介護 5 1,084 2,260 2,252 2,202 2,203 2,165 2,185 2,100 (四) 要介護 6 (五) 要介護 6 (五) 要介護 6 (五) 要介護 7 (五) 要の 7 (五) 更の 7 (五) 更		617	1, 323	1, 318	1, 301	1, 290	1, 268	1, 252	1, 234
(4) 所要時間 6 時間以上 7 時間未満の場合 (一) 要介護 1 540 1, 158 1, 154 1, 139 1, 129 1, 109 1, 095 1, 085 (二) 要介護 2 638 1, 368 1, 368 1, 363 1, 345 1, 334 1, 311 1, 294 1, 27 (三) 要介護 2 638 1, 368 1, 368 1, 368 1, 345 1, 334 1, 311 1, 294 1, 27 (三) 要介護 3 736 1, 578 1, 572 1, 552 1, 539 1, 1512 1, 493 1, 47 (近) 要介護 4 835 1, 791 1, 784 1, 760 1, 745 1, 715 1, 7							-		1, 424
(4) 所要時間 6時間以上 7時間未満の場合 (一) 要介護 1 (二) 要介護 2 (三) 要介護 3 (四) 要介護 3 (四) 要介護 4 (四) 要介護 5 (四) 要介護 5 (四) 要介護 6 (四) 要介護 6 (四) 要介護 7 (四) 要介護 7 (四) 要介護 7 (四) 要介護 8 (四) 要介護 9 (四) 要介護 8 (四) 要介護 8 (四) 要介護 8 (四) 要介護 9 (四) 要介護 1 (回) 要介護 9 (回) 要介護 9 (回) 要介護 9 (回) 要介護 1 (回) 要介護 9 (回) 要介護 1 (回) 要介護 9 (回) 要介護 9 (回) 要介護 1 (回) 要介護 9 (回) 要介護 9 (回) 要介護 1 (回) 要介護 9 (回) 理介護 (日) (日につき) 9 (回) 世話機加算 (日日につき) 40 (回) 世話機加算 (日日につき) 45 (回) 世話機加算 (日日につき) 45 (回) 世話機加算 (日日につき) 46 (回) 世話機加算 (日日につき) 46 (回) 世話機加算 (日日につき) 47 (回) 世話機加算 (日日につき) 48 (回) 世話機加算 (日日につき) 49 (回) 世話機加算 (日日につき) 40 (回) 日間 (日日につき) 41 (回) 日間 (日日につき) 40 (回) 日間 (日日に口を) 40 (回) 日間 (日日に口を) 40 (回) 日間 (日日に口を) 40 (回) 日間									1,616
(一) 要介護1 540 1,158 1,154 1,139 1,129 1,109 1,095 1,08 (二) 要介護2 638 1,368 1,368 1,363 1,345 1,334 1,311 1,294 1,27 (三) 要介護3 736 1,578 1,572 1,552 1,552 1,553 1,512 1,493 1,47 (四) 要介護4 835 1,791 1,784 1,760 1,745 1,715 1,694 1,67 (五) 要介護6 994 2,003 1,995 1,999 1,952 1,919 1,884 1,86 (一) 要介護1 604 1,295 1,290 1,274 1,263 1,41 1,225 1,20 (二) 要介護2 713 1,529 1,523 1,503 1,490 1,465 1,466 1,42 (三) 要介護3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,472 (三) 要介護6 (四) 要介護4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,933 1,909 1,88 (五) 要介護6 (四) 要介護6 1,054 2,260 2,252 2,222 2,203 2,165 2,138 2,10 (五) 要介護6 (一) 要介護6 (一) 要介護6 (四) 要介護6 (一) 要介護6 (四) 要介護7 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10 (10		903	1, 936	1, 929	1,904	1,888	1, 855	1,832	1, 806
(二) 要介護 2		540	1 158	1 154	1 139	1 129	1 109	1 095	1 080
(三) 要介護3									1, 276
(四) 要介護4 (1, 472
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合 (一)要介護1 (1,295 1,290 1,274 1,263 1,241 1,225 1,200 (二)要介護2 713 1,529 1,523 1,503 1,400 1,465 1,446 1,42 (三)要介護3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,656 (四)要介護4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,933 1,909 1,88 (五)要介護5 1,054 2,260 2,252 2,222 2,203 2,165 2,138 2,10 (一)要介護1 620 1,330 1,325 1,307 1,296 1,274 1,258 1,24 (二)要介護2 733 1,572 1,566 1,545 1,532 1,506 1,487 1,46 (三)要介護3 848 1,818 1,812 1,788 1,742 1,720 1,699 (四)要介護4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 1,93 (五)要介護5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 (三)要介護5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 (五)要介護5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 (五)要介護6 (1) 日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8									1,670
(一) 要介護 1	(五)要介護 5	934	2,003	1, 995	1, 969	1, 952	1, 919	1, 894	1, 868
(二) 要介護 2 713 1,529 1,523 1,503 1,490 1,465 1,446 1,42 (三) 要介護 3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,65 (四) 要介護 4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,675 1,508 (五) 要介護 5 1,054 2,260 2,252 2,222 2,203 2,165 2,138 2,10 (6) 所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合 (一) 要介護 1 620 1,330 1,325 1,307 1,296 1,274 1,258 1,24 (二) 要介護 2 733 1,572 1,566 1,545 1,532 1,506 1,487 1,46 (三) 要介護 3 848 1,818 1,812 1,788 1,773 1,742 1,720 1,690 (四) 要介護 4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,992 1,957 1,93 (五) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 (五) ア介介助加算 (1 日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8									
(三) 要介護 3 826 1,771 1,765 1,742 1,727 1,697 1,675 1,65 (四) 要介護 4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,933 1,909 1,88 (五) 要介護 5 1,054 2,260 2,252 2,222 2,203 2,165 2,138 2,10 (6) 所要時間 8時間以上 9時間未満の場合 (一) 要介護 1 620 1,330 1,325 1,307 1,296 1,274 1,258 1,24 (二) 要介護 2 733 1,572 1,566 1,545 1,532 1,506 1,487 1,46 (三) 要介護 3 848 1,818 1,812 1,788 1,773 1,742 1,720 1,98 (四) 要介護 4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 (五) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 2人浴介助加算(II) 40 86 86 85 84 82 81 8									1, 208
(四) 要介護 4 941 2,018 2,010 1,984 1,967 1,933 1,909 1,88 (五) 要介護 5 1,054 2,260 2,252 2,222 2,203 2,165 2,138 2,10 (6) 所要時間 8時間以上 9 時間未満の場合 (一) 要介護 1 620 1,330 1,325 1,307 1,296 1,274 1,258 1,24 (二) 要介護 2 733 1,572 1,566 1,545 1,532 1,506 1,487 1,46 (三) 要介護 3 848 1,818 1,812 1,788 1,773 1,742 1,720 1,69 (四) 要介護 4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 1,93 (四) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 入浴介助加算(1 日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8 8									
(五) 要介護5								-	
(6) 所要時間 8時間以上 9時間未満の場合 (一) 要介護 1 (元) 要介護 2 (元) 表別 1,325 1,307 1,296 1,274 1,258 1,24 (元) 要介護 2 (元) 要介護 2 (元) 要介護 3 (元) 要介護 4 (元) 要介護 4 (元) 要介護 4 (元) 要介護 5 (元) 要介護 6 (元) 更介護 6 (元) 更介 (元) 中華度者ケア体制加算(II) (元) 表示 6 (元) 年間 7 (元) 日間 7 (元) 年間 7 (元) 日間 7 (元) 7									2, 108
(二) 要介護 2 733 1,572 1,566 1,545 1,532 1,506 1,487 1,46 (三) 要介護 3 848 1,818 1,812 1,788 1,773 1,742 1,720 1,69 (四) 要介護 4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 1,93 (五) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 入浴介助加算 (1 日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8	(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合								
(三) 要介護 3 848 1,818 1,812 1,788 1,773 1,742 1,720 1,69 (四) 要介護 4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 1,93 (五) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 入浴介助加算 (1日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8		620	1, 330	1, 325	1, 307		1, 274	1, 258	1, 240
(四)要介護4 965 2,069 2,062 2,035 2,017 1,982 1,957 1,93 (五)要介護5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 入浴介助加算(I 日につき) 40 86 86 85 84 82 81 8 4 人俗介助加算(II) 55 118 118 116 115 113 112 11 中重度者ケア体制加算(I 日につき) 45 97 96 95 94 93 92 9 生活機能向上連携加算 I (1月につき) 200 215 214 211 209 206 203 20 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 40 418 411 406 40 418 418 411 406 40 418 418 411 406 40 418 418 411 406 40 418 418 411 418 418 418 418 419 419 419 418 419 419 419 419 419 419 419 419 419 419					,				1, 466
(五) 要介護 5 1,081 2,318 2,309 2,279 2,260 2,221 2,193 2,16 入浴介助加算 (I Theros) 40 86 86 85 84 82 81 8 イ 入浴介助加算 (II) 55 118 118 116 115 113 112 11 中重度者ケア体制加算 (I 日につき) 45 97 96 95 94 93 92 9 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 210 215 214 211 209 206 203 20 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算定なし) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算により 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算定なり) 100 215 214 211 209 206 203 20 個別機能訓練加算算定さなり 56 120 120 118 117 115 114 11 個別機能訓練加算算定なり 66 120									1,696
入浴介助加算(I) 40 86 86 85 84 82 81 8 イ 入浴介助加算(I) 55 118 118 116 115 113 112 11 中重度者ケア体制加算(I) 45 97 96 95 94 93 92 9 生活機能向上連携加算II (1月につき) 215 214 211 209 206 203 20 生活機能向上連携加算II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 生活機能向上連携加算II (1月につき) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算定なし) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算定さあり) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能訓練加算算定さあり) 110 215 214 211 209 206 203 20 個別機能訓練加算(I) (1 目につき) 56 120 120 118 117 115 114 11 個別機能訓練加算(I) (1 目につき) 85 183 182 179 178 175 173 17 ※加算(I) (1 月につき) 20 <t< td=""><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></t<>									
イ 入浴介助加算(I) 40 86 85 84 82 81 ロ 入浴介助加算(II) 55 118 118 116 115 113 112 11 中重度者ケア体制加算(I 日につき) 45 97 96 95 94 93 92 9 生活機能向上連携加算I (1月につき) 200 215 214 211 209 206 203 20 生活機能向上連携加算II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 生活機能向上連携加算II (1月につき) 100 215 214 211 209 206 203 20 健別機能訓練加算(I) (1日につき) 56 120 118 117 115 114 11 個別機能訓練加算(I) (1日につき) 85 183 182 179 178 175 173 17 ※加算(I) と享定でいる場合には、加算(I) には算定できない。 43 43 42 42 41 41 4 A D L 維持等加算(II) (1月につき) 30 65 64 64 63 62 61 6 AD L 維持等加算(II) (1月につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 器段症状態能訓練加算(II) (1月につき) 60 129 128 127									
中重度者ケア体制加算(1 日につき) 45 97 96 95 94 93 92 9 生活機能向上連携加算 I (3月に1回を限度として1月につき) 200 215 214 211 209 206 203 20 20 全活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 40 418 411 406 40 418 411 418 411 418 411 418 419 419 418 411 419 419 419 418 411 419 419 419 418 411 419 419 419 419 419 419 419 419 419	イ 入浴介助加算 (I)								80
生活機能向上連携加算 I (1月につき) 200 215 214 211 209 206 203 20									110
(3月に1回を限度として1月につき) 100 215 214 211 209 206 203 20 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 40 生活機能向上連携加算 II (1月につき) 100 215 214 211 209 206 203 20 (個別機能測練加算算定あり) 100 215 214 211 209 206 203 20 個別機能訓練加算(1)ロ (1日につき) 56 120 118 117 115 114 11 個別機能訓練加算(1)ロ (1日につき) 85 183 182 179 178 175 173 17 ※加算(1)ロを算定できない。 個別機能訓練加算(II) (1月につき) 20 43 43 42 42 41 41 4 4 ADL維持等加算(II) (1月につき) 30 65 64 64 63 62 61 6 ADL維持等加算(II) (1月につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 認知症加算(1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 若年性認知症利用者受入加算 60 129 128 127 126 124 122 12 (1日につき)		45	97	96	95	94	93	92	90
生活機能向上連携加算 II (1月につき) 200 429 428 422 418 411 406 40 40 42 426 418 411 406 40 40 42 426 418 411 406 40 42 426 418 411 406 40 42 426 418 411 406 40 40 42 426 418 411 406 40 40 42 426 418 411 406 40 40 42 42 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41 41		100	215	214	211	209	206	203	200
(個別機能訓練加算算定なし) 200 429 428 422 418 411 400 40 40 425 427 418 411 400 40 40 40 425 427 418 411 400 40 40 40 418 418 411 400 40 418 418 411 410 418 418 418 418 418 418 418 418 418 418		000	400	400	402	410	411	102	400
(個別機能訓練加算算定あり) 100 213 214 211 209 200 200 200 200 200 200 200 200 200	(個別機能訓練加算算定なし)	200	429	428	422	418	411	406	400
個別機能訓練加算(1)イ(1日につき) 56 120 120 118 117 115 114 11 110別機能訓練加算(1)ロ(1日につき) 85 183 182 179 178 175 173 17 ※加算(1)ロは算定できない。		100	215	214	211	209	206	203	200
個別機能訓練加算(1)ロ(1日につき) 85 183 182 179 178 175 173 17 ※加算(1)イを算定している場合には、加算(1)ロは算定できない。		56					115		112
※加算(1)イを算定している場合には、加算(1) pは算定できない。 個別機能訓練加算(II) (1月につき) 20 43 43 42 42 41 41 4 4 A D L 維持等加算(II) (1月につき) 30 65 64 64 63 62 61 6 A D L 維持等加算(II) (1月につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 認知症加算(1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 若年性認知症利用者受入加算 60 129 128 127 126 124 122 12									170
個別機能訓練加算(Π) (1月につき) 20 43 43 42 42 41 41 4 4 ADL維持等加算(Π) (1月につき) 30 65 64 64 63 62 61 6 ADL維持等加算(Π) (1月につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 認知症加算(1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 活在性認知症利用者受入加算 60 129 128 127 126 124 122 12 (1日につき)			1.00		1.0		1.0	1.0	1.0
ADL維持等加算(II)(1月につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 認知症加算(1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 若年性認知症利用者受入加算 60 129 128 127 126 124 122 12 (1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12		20	43	43	42	42	41	41	40
認知症加算(1 日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12 若年性認知症利用者受入加算 60 129 128 127 126 124 122 12 (1 日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12									60
若年性認知症利用者受入加算 (1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12									120
(1日につき) 60 129 128 127 126 124 122 12		60	129	128	127	126	124	122	120
		60	129	128	127	126	124	122	120
A式/ Cハア 2 // M野 (1 万(こ 2 e)		50	100	107	106	105	109	109	100
	本実/ ヒヘクマ 下加昇 (1月にごける)	J 30	108	107	100	109	103	102	100

栄養改善加算 (1月に2回を限度として1回につき)	200	429	428	422	418	411	406	400
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (1回につき)	20	43	43	42	42	41	41	40
□腔・栄養スクリーニング加算 (II) (1回につき)	5	11	11	11	11	11	10	10
口腔機能向上加算(I) (1月に2回を限度として1回につき)	150	322	321	317	314	308	305	300
□腔機能向上加算(Ⅱ)(1月に2回を限度として1回につき)	160	343	342	338	335	329	325	320
科学的介護推進体制加算 (1月につき)	40	86	86	85	84	82	81	80
(1) サービス提供体制強化加算 (I) (1回につき)	22	47	47	47	46	45	45	44
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき)	18	39	39	38	38	37	37	36
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき)	6	13	13	13	13	13	12	12
生活相談員配置等加算(共生型通所介護のみ)	13	28	28	28	27	27	27	26
時間延長加算								
9時間以上10時間未満	50	108	107	106	105	103	102	100
10時間以上11時間未満	100	215	214	211	209	206	203	200
11時間以上12時間未満	150	322	321	317	314	308	305	300
12時間以上13時間未満	200	429	428	422	418	411	406	400
13時間以上14時間未満	250	536	534	527	523	514	507	500
※ 加管けサービス内突略称								

※ 加算はサービス内容略称

共生型通所介護を行う場合	所定の単位数に乗じる数
指定生活介護事業所が行う場合	93/100
指定自立訓練事業所が行う場合	95/100
指定児童発達支援事業所が行う場合	90/100
指定放課後デイサービス事業所が行う場合	90/100

介護職員処遇改善加算(単位数)

1 (キャリアパス要件①②③)+職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算) \times サービス別加算率5. 9パーセント

II (キャリアパス要件①②) + 職場環境要件 介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率 4. 3 パーセント

Ⅲ(キャリアパス要件①又は②)+職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2.3パーセント

※処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出 。

介護職員等特定処遇改善加算(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あり) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率 1 . 2パーセント

II (サービス提供体制強化加算等の取得なし) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率1.0パーセント

※特定処遇改善加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出 。

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数) 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率1.1パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

通所介護料金早見表(令和4年度介護報酬改定)【3割負担】

【利用者負担算出方法】

【利用有具担弁山/広】 地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て) ○○円-(○○円×0.7(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※この表は新規指定申請等の際に、事業所が利用料金表を作成するために参考として作成したものです。実際の利用者負担額の算出は、1か月のサービス合計単位数により計算します。

※「所定単位数の100分の〇に相当する単位数」等と規定されている加算・減算(同一建物に居住する利用者に対する減算、事業所が送迎を行わない場合の減算など)は下表に は記載しておりませんが、必要に応じて料金表に記載してください。

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみである場合は、料金変更届は不要としています

なお、料金変更が報酬改定に係るもののみで	المدورين	利用者負担額(3割)円						
通所介護費(1回につき)	単位数	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地	7級地	その他
		10.72円	10.68円	10.54円	10.45円	10.27円	10.14円	10円
イ 通常規模型通所介護費								
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合								
(一) 要介護 1	368	1, 184	1, 179	1, 164	1, 154	1, 134	1, 120	1, 104
(二) 要介護 2 (三) 要介護 3	421 477	1, 354 1, 534	1, 349 1, 529	1, 332 1, 509	1, 320 1, 496	1, 297 1, 470	1, 281 1, 451	1, 263 1, 431
(四)要介護4	530	1, 705	1, 698	1, 676	1, 450	1, 633	1, 431	1, 431
(五) 要介護 5	585	1, 882	1,875	1, 850	1,834	1,803	1, 780	1, 755
(2) 所要時間4時間以上5時間未満の場合								
(一) 要介護 1	386	1, 242	1, 237	1, 221	1, 210	1, 190	1, 175	1, 158
(二) 要介護 2	442	1, 422	1, 416	1, 398	1, 386	1, 362	1, 345	1, 326
(三) 要介護 3 (四) 要介護 4	500 557	1, 608 1, 792	1, 602 1, 785	1, 581 1, 761	1, 568 1, 746	1, 541 1, 716	1, 521 1, 695	1, 500 1, 671
(五)要介護5	614	1, 792	1, 763	1, 701	1, 925	1, 892	1, 868	1,842
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合								
(一) 要介護 1	567	1,824	1,817	1, 793	1,778	1, 747	1,725	1, 701
(二) 要介護 2	670	2, 155	2, 147	2, 119	2, 101	2, 064	2, 038	2, 010
(三) 要介護 3	773 876	2, 486 2, 817	2, 477	2, 445	2, 424 2, 747	2, 382 2, 699	2, 352	2, 319
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	979	3, 149	2, 807 3, 137	2, 770 3, 096	3, 069	3, 017	2, 665 2, 979	2, 628 2, 937
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	310	0, 110	0, 101	0,000	0,000	0, 011	2,010	2, 501
(一) 要介護 1	581	1,869	1,862	1, 837	1,822	1, 790	1, 768	1, 743
(二) 要介護 2	686	2, 206	2, 198	2, 169	2, 151	2, 114	2, 087	2, 058
(三) 要介護 3	792	2, 547	2, 538	2, 505	2, 483	2, 440	2, 409	2, 376
(四) 要介護 4 (五) 要介護 5	897	2, 885	2, 874	2, 837	2, 812	2, 764	2, 729	2, 691
(五) 安介護3 (5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合	1,003	3, 226	3, 214	3, 172	3, 145	3, 090	3, 051	3, 009
(一) 要介護 1	655	2, 107	2, 099	2,071	2,054	2,018	1, 993	1, 965
(二) 要介護 2	773	2, 486	2, 477	2, 445	2, 424	2, 382	2, 352	2, 319
(三) 要介護 3	896	2, 882	2, 871	2, 833	2, 809	2, 761	2, 726	2, 688
(四) 要介護 4	1, 018	3, 274	3, 262	3, 219	3, 192	3, 137	3, 097	3, 054
(五)要介護 5 (6)所要時間 8 時間以上 9 時間未満の場合	1, 142	3, 673	3, 659	3, 611	3, 580	3, 519	3, 474	3, 426
(一)要介護1	666	2, 142	2, 134	2, 106	2,088	2,052	2,026	1, 998
(二) 要介護 2	787	2, 531	2, 522	2, 489	2, 468	2, 425	2, 394	2, 361
(三)要介護 3	911	2, 930	2, 919	2, 881	2, 856	2, 807	2, 772	2, 733
(四) 要介護 4	1,036	3, 332	3, 320	3, 276	3, 248	3, 192	3, 152	3, 108
(五)要介護 5 口 大規模型通所介護費 (I)	1, 162	3, 737	3, 723	3, 675	3, 643	3, 580	3, 535	3, 486
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合								
(一) 要介護 1	356	1, 145	1, 141	1, 126	1, 116	1, 097	1,083	1,068
(二) 要介護 2	407	1, 309	1, 304	1, 287	1, 276	1, 254	1, 238	1, 221
(三) 要介護 3	460	1, 480	1, 474	1, 455	1, 443	1, 418	1, 400	1, 380
(四) 要介護 4	511	1,644	1, 638	1,616	1,602	1, 575	1,555	1, 533
(五)要介護 5 (2)所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	565	1, 817	1, 811	1, 787	1, 772	1, 741	1, 719	1, 695
(一) 要介護1	374	1, 203	1, 199	1, 183	1, 173	1, 152	1, 138	1, 122
(二) 要介護 2	428	1, 377	1, 372	1, 354	1, 342	1, 319	1, 302	1, 284
(三)要介護3	484	1, 557	1,551	1, 531	1, 518	1, 491	1, 473	1, 452
(四) 要介護 4	538	1, 731	1,724	1,701	1,687	1,658	1,637	1,614
(五)要介護 5 (3)所要時間 5時間以上 6時間未満の場合	594	1, 911	1, 903	1, 878	1,863	1,830	1,807	1, 782
(3) 所要時間5時間以上6時間末満の場合 (一) 要介護1	541	1,740	1, 734	1, 711	1,696	1,667	1,646	1,623
(二)要介護2	640	2, 058	2, 051	2, 024	2,007	1, 972	1, 947	1, 920
(三)要介護3	739	2, 377	2, 368	2, 337	2, 317	2, 277	2, 248	2, 217
(四)要介護4	836	2, 689	2, 679	2, 644	2, 621	2, 576	2, 544	2, 508
(五)要介護 5	935	3, 007	2, 996	2, 957	2, 931	2, 881	2,844	2, 805

(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合	1 1	1 1		1		1	1	ı
(一) 要介護1	561	1,804	1, 798	1,774	1, 759	1,729	1, 707	1,683
(二) 要介護 2	664	2, 136	2, 128	2, 100	2, 082	2, 046	2,020	1, 992
(三) 要介護 3	766	2, 464	2, 454	2, 422	2, 402	2, 360	2, 331	2, 298
(四)要介護4	867	2, 789	2, 778	2, 742	2, 718	2, 672	2, 638	2,601
(五)要介護5	969	3, 117	3, 105	3, 064	3, 038	2, 986	2, 948	2, 907
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合								
(一)要介護 1	626	2,013	2,006	1, 980	1, 963	1, 929	1, 905	1,878
(二) 要介護 2	740	2, 380	2, 371	2, 340	2, 320	2, 280	2, 251	2, 220
(三)要介護 3	857	2, 757	2, 746	2, 710	2, 687	2, 641	2, 607	2, 571
(四)要介護 4	975	3, 136	3, 124	3, 083	3, 057	3, 004	2, 966	2, 925
(五)要介護 5	1,092	3, 512	3, 499	3, 453	3, 424	3, 365	3, 322	3, 276
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合								
(一) 要介護 1	644	2, 071	2, 064	2, 037	2, 019	1, 984	1, 959	1, 932
(二) 要介護 2	761	2, 448	2, 439	2, 406	2, 386	2, 345	2, 315	2, 283
(三) 要介護 3	881	2, 834	2, 823	2, 786	2, 762	2, 715	2, 680	2, 643
(四) 要介護 4	1,002	3, 223	3, 211	3, 169	3, 141	3, 087	3, 048	3, 006
(五)要介護5	1, 122	3, 609	3, 595	3, 548	3, 518	3, 457	3, 414	3, 366
ハ 大規模型通所介護費 (Ⅱ)								
(1) 所要時間3時間以上4時間未満の場合	0.40	4 400						4 000
(一) 要介護 1	343	1, 103	1, 099	1, 085	1,076	1, 057	1,044	1,029
(二) 要介護 2	393	1, 264	1, 260	1, 243	1, 232	1, 211	1, 196	1, 179
(三) 要介護 3	444	1, 428	1, 423	1, 404	1,392	1, 368	1, 351	1, 332
(四) 要介護 4 (五) 更介護 5	493	1,586	1,580	1,559	1,546	1, 519	1,500	1, 479
(五)要介護 5 (2)所要時間 4 時間以上 5 時間未満の場合	546	1, 756	1, 750	1, 727	1, 712	1, 683	1, 661	1,638
	260	1 150	1 154	1 120	1 190	1 110	1 005	1 000
(一) 要介護 1 (二) 要介護 2	360 412	1, 158 1, 325	1, 154 1, 320	1, 139 1, 303	1, 129 1, 292	1, 110 1, 270	1, 095 1, 254	1, 080 1, 236
(三)要介護3	466	1, 323	1, 320	1, 303	1, 461	1, 436	1, 418	1, 230
(四)要介護4	518	1, 499	1, 493	1, 638	1, 401	1, 436	1, 576	1, 554
(五)要介護5	572	1,840	1,833	1, 809	1, 794	1, 763	1, 740	1, 716
(3) 所要時間5時間以上6時間未満の場合	012	1,040	1, 000	1,003	1, 134	1, 100	1, 140	1,710
(一)要介護1	522	1,679	1,673	1,651	1,637	1,608	1, 588	1, 566
(二)要介護2	617	1, 985	1, 977	1,951	1,935	1,901	1,877	1,851
(三)要介護3	712	2, 290	2, 282	2, 252	2, 232	2, 194	2, 166	2, 136
(四)要介護4	808	2, 599	2, 589	2, 555	2, 533	2, 490	2, 458	2, 424
(五)要介護 5	903	2, 904	2, 894	2, 856	2, 831	2, 782	2, 747	2, 709
(4) 所要時間6時間以上7時間未満の場合		-,						
(一)要介護 1	540	1, 737	1, 731	1, 708	1, 693	1,664	1, 643	1,620
(二) 要介護 2	638	2, 052	2, 044	2,018	2,001	1,966	1, 941	1,914
(三) 要介護 3	736	2, 367	2, 358	2, 328	2, 308	2, 268	2, 239	2, 208
(四)要介護4	835	2, 686	2,676	2,640	2,618	2, 573	2,540	2, 505
(五)要介護 5	934	3,004	2, 993	2, 954	2, 928	2,878	2,841	2, 802
(5) 所要時間7時間以上8時間未満の場合								
(一) 要介護 1	604	1, 943	1, 935	1,910	1,894	1,861	1,838	1,812
(二) 要介護 2	713	2, 293	2, 285	2, 255	2, 235	2, 197	2, 169	2, 139
(三) 要介護 3	826	2, 657	2, 647	2, 612	2, 590	2, 545	2, 513	2, 478
(四)要介護 4	941	3, 027	3, 015	2, 976	2, 950	2, 900	2, 863	2, 823
(五)要介護 5	1,054	3, 390	3, 377	3, 333	3, 305	3, 248	3, 207	3, 162
(6) 所要時間8時間以上9時間未満の場合								
(一) 要介護 1	620	1, 994	1, 987	1, 961	1, 944	1, 911	1,886	1,860
(二) 要介護 2	733	2, 358	2, 349	2, 318	2, 298	2, 259	2, 230	2, 199
(三) 要介護 3	848	2, 727	2, 717	2, 682	2,659	2, 613	2, 580	2, 544
(四) 要介護 4	965	3, 104	3, 092	3, 052	3, 026	2, 973	2, 936	2, 895
(五)要介護5	1,081	3, 477	3, 464	3, 418	3, 389	3, 331	3, 289	3, 243
入浴介助加算(1日につき)	40	129	129	127	126	123	122	120
イ 入浴介助加算(I)								
ロ 入浴介助加算(Ⅱ) 中重度者ケア体制加算(1日につき)	55	177	177	174	173	170	168	165
	45	145	144	143	141	139	137	135
生活機能向上連携加算 I (3月に1回を限度として1月につき)	100	322	321	317	314	309	305	300
生活機能向上連携加算Ⅱ(1月につき)								
(個別機能訓練加算算定なし)	200	644	641	633	627	617	609	600
生活機能向上連携加算Ⅱ (1月につき)	100	322	321	317	314	309	305	300
(個別機能訓練加算算定あり)								
個別機能訓練加算(I)イ(1日につき)	56	180	180	177	176	173	171	168
個別機能訓練加算(I)ロ(1日につき)	85	274	273	269	267	262	259	255
※加算(1)イを算定している場合には、加算(1)ロは算定できない。								
個別機能訓練加算(Ⅱ)(1月につき)	20	65	64	63	63	62	61	60
ADL維持等加算(I)(1月につき)	30	97	96	95	94	93	92	90
ADL維持等加算(Ⅱ)(1月につき)	60	193	192	190	189	185	183	180
and the first service of the service					100	185	183	180
認知症加算(1日につき)	60	193	192	190	189	100	100	
若年性認知症利用者受入加算	60 60	193 193	192	190	189	185	183	180

栄養改善加算 (1月に2回を限度として1回につき)	200	644	641	633	627	617	609	600
口腔・栄養スクリーニング加算 (I) (1回につき)	20	65	64	63	63	62	61	60
口腔・栄養スクリーニング加算 (Ⅱ) (1回につき)	5	16	16	16	16	16	15	15
口腔機能向上加算 (I) (1月に2回を限度として1回につき)	150	483	481	475	471	462	457	450
口腔機能向上加算 (Ⅱ) (1月に2回を限度として1回につき)	160	515	513	506	502	493	487	480
科学的介護推進体制加算(1月につき)	40	129	129	127	126	123	122	120
(1) サービス提供体制強化加算(I) (1回につき)	22	71	71	70	69	68	67	66
(2) サービス提供体制強化加算(Ⅱ) (1回につき)	18	58	58	57	57	56	55	54
(3) サービス提供体制強化加算(Ⅲ) (1回につき)	6	20	20	19	19	19	18	18
生活相談員配置等加算(共生型通所介護のみ)	13	42	42	42	41	40	40	39
時間延長加算								
9時間以上10時間未満	50	161	161	159	157	154	153	150
10時間以上11時間未満	100	322	321	317	314	309	305	300
11時間以上12時間未満	150	483	481	475	471	462	457	450
12時間以上13時間未満	200	644	641	633	627	617	609	600
13時間以上14時間未満	250	804	801	791	784	771	761	750
※ 加管はサービス内突略称	200	001	001	101	101		101	100

※ 加算はサービス内容略称

共生型通所介護を行う場合	所定の単位数に乗じる数
指定生活介護事業所が行う場合	93/100
指定自立訓練事業所が行う場合	95/100
指定児童発達支援事業所が行う場合	90/100
指定放課後デイサービス事業所が行う場合	90/100

介護職員処遇改善加算(単位数)

I (キャリアパス要件①②③) +職場環境要 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率5.9パーセント

Ⅱ (キャリアパス要件①②) +職場環境要件 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率4.3パーセント

Ⅲ(キャリアパス要件①又は②)+職場環境 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率2.3パーセント

要件 の設保師総平出版(巻の平地・日本の大学を表現) (巻の平地・日本の大学を表現) (巻の東京の単位数は、基本報酬に、特定処遇改善加算及びベースアップ等支援加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出。

介護職員等特定処遇改善加算(単位数)

I (サービス提供体制強化加算等の取得あ 介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率 1 . 2 パーセント

91 11 (サービス提供体制強化加算等の取得な 介護報酬総単位数 (基本単位+各種加算減算) ×サービス別加算率1.0パーセント

介護職員等ベースアップ等支援加算(単位数)介護報酬総単位数(基本単位+各種加算減算)×サービス別加算率1.1パーセント

※ベースアップ等支援加算の単位数は、基本報酬に、処遇改善加算及び特定処遇改善加算以外の加算・減算を加えた単位数に、加算率を乗じて算出 。

4 必要書類一覧及び留意事項

①~⑤の各項目をしっかり、確認いただくことにより、審査もより、スムーズに進みます!

- ① 指定申請に係る必要書類一覧表 P2
- ② 介護給付費請求に係る必要書類一覧表 P2
- ③ チェックリスト P3
 - ※ チェックリストにより、書類が整っているか等自己点検をしてください。
- ④ 申請書類作成にあたっての留意事項 P10
 - ※ 申請書類作成にあたって、ご質問の多い点を掲載しています。ご参照ください。
- ⑤ 同一住所で2サービス以上の事業を行う場合 P15
 - ※ 複数サービスを行う場合の留意事項を掲載しています。参照ください。
 - ◆ 申請前には、指定基準を次により、必ずご確認ください。
 - ◇「介護保険六法」などの一般書籍
 - ◇ 「介護情報サービスかながわ」
 - ー「文書/カテゴリ検索」
 - 一「1.新規事業者指定」
 - (各サービス種類の名称)
 - 「5. (各サービス種類の名称)の指定基準等」
 - 「9. 運営状況点検書・運営の手引き」
 - 「2. 運営の手引き」

https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-library/lower-3-3.html?topid=10&id=541

- (各サービス種類の名称) 運営の手引き

① 通所介護 指定申請に係る必要書類一覧表

	是仍才使 11元中間下水 02.5 自从 元次	
No	書類	様式
1	指定居宅サービス事業所(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)	第1号様式
	指定(許可)申請書	
2	申請者(開設者)の登記事項証明書の原本	
3	通所介護事業所の指定に係る記載事項(付表6)	
4	従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	指定申請書類様式にある勤務形態一
		覧表を使用してください。
5	従業者の資格証の写し	
	※資格証の姓が現在と異なる場合、姓が変わったことが分かる公的な書	
	類を添付(例:運転免許証の表裏をコピーしたもの、戸籍謄本の写し)	
6	事業所の平面図	参考様式2 (建築図面でも可)
7	設備・備品等一覧	参考様式3
8	運営規程(料金表含む)	
9	利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式4
10	法人代表者等誓約書	参考様式6
11	申請手数料	郵送による申請の場合は、収入証紙
	※電子申請届出システムによる申請の場合は、収入証紙のご準備は不要	貼付用紙に神奈川県収入証紙を貼付
	です。申請受付後、電子納付のご案内をメールにて送付しますので、そ	してご提出ください。(収入印紙では
	の際、スマホ決済、クレジットカード又は Pay-easy によりお支払いを	ありません。)
	お願いします。	掲載場所:文書/カテゴリ検索
		- 1. 新規事業者指定
		- (各サービス種類の名称)
		-2. 指定申請書類様式
12	障害者総合支援法又は児童福祉法に基づくサービスの指定通知書の写	共生型通所介護のみ。
	L	最新のものを提出ください。

② 介護給付費算定に係る必要書類一覧表

1	介護給付費算定に係る体制等に関する届出書	掲載場所:文書/カテゴリ検索
2	介護給付費算定に係る体制等状況一覧表	一 3 . 加算届
3	各種加算の届出様式【各種加算により様式の有無等が異なります】	- (各サービス種類の名称)
	※加算を算定しない場合は不要	加算を算定しない場合も No 1、2及
4	通所系サービス事業所規模点検書 (新規開設事業所用)	び4は提出が必要です。

- ※ 吸収合併(分割)による事業承継の場合は①の1、2、4、10、11、②の1、2、3及び吸収合併(分割)契約書(県に届け出ている情報から変更があれば関係書類の提出要)
- ※ 再付番 (既に指定を受けているが事業所番号のみ変更が必要な場合)の場合は1、2、4、5、8、11、②の1、2、3、4
- ※ 指定申請時には<u>当該一覧表の順番のとおり書類を整え</u>、ご持参ください。
- ※ 通所介護事業者は老人福祉法の届出も必要ですので、「老人福祉法に基づく「老人居宅生活支援事業(地域密着型サービス以外)」に係る各種届出について(ご案内)」を確認の上、指定申請書類と併せて提出してください。
 - ※県が必要と認める場合は、上記申請書類の他、雇用契約書、賃貸契約書等の提出を求めることや、事業所の訪問調査を行うことがあります。
 - ※虚偽や不正があった場合には、介護保険法第 77 条に基づき介護事業者の指定を取り消す場合があります。

③ 通所介護指定申請及び介護給付費算定に係る必要書類チェックリスト

提出書類							
チェック項目	チェック内容	備考					
指定居宅サービス	事業所(介護保険施設、指定介護予防サービス事業者)指	定(許可)申請書(第1号様					
式)							
申請欄	□ 申請者の名称、代表者の氏名が登記事項証明書と一致してい						
	ప .						
申請者	□ 名称、主たる事務所の所在地が登記事項証明書の商号、本店の	※登記事項証明書に記載されて					
	住所と一致している。	いる住所では郵便物が届かな					
	□ 法人の電話番号、FAX番号、Emailを記載している。	い場合は、アパート名や部屋番					
	□ 法人等の種類を選択(記載)している。	号などを記載してください。					
	□ 代表者の職名・氏名・生年月日・住所が登記事項証明書の記載	※電話番号、FAX番号、Ema					
	と一致している。	i 1の記載間違いに注意して					
	□ 法人の吸収合併又は吸収分割における(許可)申請の場合には、	ください。					
	チェック欄にチェックをしている。						
指定(許可)を	□ 共生型サービスを申請する場合、チェック欄にチェックをして						
受けようとする	V3.						
事業所・施設の	□ 指定(許可)申請対象事業等欄に「○」を記載している。						
種類	□ 既に同一事業所名、同一所在地で指定を受けている事業がある						
	場合は、既に指定(許可)を受けている事業等欄に「○」と記載						
	している。また、介護保険事業所番号欄に既に指定を受けている						
H 2+ - / PB 20 - +/	事業所の事業所番号を記載している。						
申請者(開設者)	の登記事項証明書の原本						
	□ 発行日から3ヶ月以内の原本である。						
	│ □ 目的欄に申請するサービスが位置付けられている。 │						
通所介護事業所の指	定に係る記載事項(付表6)						
事業所	□ 名称及び所在地を記載している。	※電話番号、FAX番号、Em					
	□ 電話番号、FAX番号、Emailを記載している。	a i l の記載間違いに注意して					
		ください。					
管理者	□ 氏名、住所、生年月日を漏れなく記載している。	※人員基準を確認してくださ					
	│ □ 当該通所介護事業所で兼務する他の職種を記載している。(兼	V,					
	務の場合のみ記入)。	<参考>					
	□ 同一敷地内の他の事業所又は施設の職務を兼務する場合、事業	-文書/カテゴリ検索					
	所又は施設の名称、兼務する職種及び勤務時間(週あたりの勤務	- 9. 運営状況点検書・運営					
	時間)を記載している。	の手引き					
	□ 共生型サービスの該当の有無にチェックをしている。	-「2.運営の手引き」					

設備に関する基	□ 平面図より算出した面積を記載している。
準の確認に必要	□ 単位が複数ある場合、単位それぞれの面積が3平方メートルに
な事項	利用定員を乗じた面積以上となっている。
	□ 同時利用の定員を記載している。
 サービス提供単	□ 必要な単位分を記載している。
位	□ サービス提供単位ごとに従業者の職種・員数を記載している。
1.17.	□ 従業者の職種・員数は勤務形態一覧表と一致している。
	□ サービス提供単位ごとに営業日に「○」をつけている。また、
	その他の祝日を記載している。
	□ サービス提供単位ごとに営業時間を記載している。
	□ サービス提供時間を記載している。
	□ サービス提供単位ごとに利用定員を記載している。
添付書類	□ (別添) 添付書類・チェックリストを記載している。
従業者の勤務の体	制及び勤務形態一覧表

第1週~第4週	□ 職種、勤務形態、資格をプルダウンリストから正しく選択して	
	V3.	い点を掲載しています。
	□ 従業者の氏名は、資格証の氏名と一致している。	<参考>P10
	□ 管理者及び従業者全員の毎日の勤務時間数(4週間分)を記載	④. 申請書類作成にあたっての留
	している。	意事項
	□ 常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間は、32時間以上	
	となっている。	
	□ 同一事業所内の他の職務や同一敷地内の他の事業所の職務を	
	兼務する場合、それぞれの職務に係る就業時間を按分して記載し	
	ている。(ダブルカウントはできません。)	
	(人員配置)	
	 □ 生活相談員は、サービス提供日ごとに配置し、サービス提供時	
	 間内の勤務時間数の合計がサービス提供時間数以上確保されて	
	いる。	
	3.	
	~。 □ 看護職員は、サービス提供日ごとに配置している。	
	中、常時1人以上確保した上で、利用者に対する平均提供時間数	
	に応じた勤務時間数を確保している。	
	│□ 機能訓練指導員(有資格者)は、1以上配置している。 │	
	□ 各種加算を算定する場合、加算要件に応じた有資格者や配置時	
	間数を配置している。	
従業者の資格証の	 	
従来有の負俗証の	7 4 0	
	□ 資格を必要とする職種について資格証の写しを添付している。	※勤務形態一覧表の順番に並べ
	(資格を必要としない職種は添付不要)	てください。
	※資格証の姓が現在と異なる場合、姓が変わったことが分かる	
	公的な書類を添付(例:運転免許証の表裏をコピーしたもの、戸	
	籍謄本の写し)	
事業所の平面図		

(事務室)	□ 各室の用途、寸法、縮尺を正確に記載している。	
	□ 事業を行うために必要な広さの専用のスペースが設けられて	※指定申請の前に平面図の事前
	いる。	送付が必要です。
	□ 鍵付き書庫を設置している。	<参考>
	□ 同一敷地内で他のサービス(例えば、居宅介護支援、訪問介護	文書/カテゴリ検索
	等)を行う場合、事業毎に専用のスペース(専用の机でも可)を	-1. 新規事業者指定
	設ける必要があるが、図面にどの部屋・机がどの事業のものであ	-各サービス
	るか明記している。	- 1. 指定申請の流れ
		について
(食堂及び機能訓	□ それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積(有	<参考>
練室)	効面積)は、3平方メートルに利用定員を乗じた面積以上となっ	文書/カテゴリ検索
	ている。	-1.新規事業者指定
	□ 単位が複数ある場合、それぞれの単位で3平方メートルに利用	- 各サービス
	定員を乗じて得た面積以上となっている。	│ │
	│ │ □ 内法により実測した寸法、縮尺を正確に記載し、求積の根拠を	作成例
	明示している。	***************************************
	□ テーブル、イス、ソファ等の備品の配置を明示している。	
	□ 面積算定の際、利用者が食事や機能訓練に利用することが通常	
	想定されないもの(食器棚、冷蔵庫等)、居住スペースとしての	 ※設備基準について
	使用が想定されないもの(押し入れ、床の間、廊下、柱等)は面	<参考>P10
	積から除外している。	④. 申請書類作成にあたっての
(相談室)	□ 利用申込みの受付、相談等に対応するのに適当なスペースが確	留意事項
(旧改主)	保されている。(相談室が専用の部屋でない場合、パーテーショ	<u> </u>
	* *	
	ン等で全面囲われているなど、相談の内容が漏えいしないような	
/+k -+ \	措置を講ずること。)	
(静養室)	□ 利用者が静養するのに適当なスペースが確保されている。(個	
	室又はカーテンで仕切られているなど、ゆっくり静養できるよう	
	配慮していること。)	
	□ ベッドや布団を設置するとともに、食堂及び機能訓練室に近接	
	する等により、見守りの体制が確保されている。	
	□ ベッドや布団が設置されている位置が記載されている。	
/ NV .1. =0.1H+ 7 .0. //L-d-L	COLUMN CONTRACTOR CON	
(消火設備その他非	□ 消火器等の消火設備や消防法等に規定された非常災害時に際	
常災害時に際して	して必要な設備の配置場所を記載している。	
必要な設備)		
(その他)	□ 要介護者が使用するのに適した便所及び洗面設備を設置して ・ -	
	いる。	
設備、備品等一覧表		
	□ サービス種類・事業所名を記入している。	参考様式3
	□ チェック欄に「○」、「─」を記入している。	
運営規程		

(事業の目的及び運営方針)	<参考>
□記載している。	-文書/カテゴリ検索
(従業者の職種、員数及び職務内容)	- 1. 新規事業者指定
□職種ごとに常勤、非常勤の別、専従、兼務の別と員数を記載	-各サービス
している。(複数単位を設定する場合は、単位毎に記載する	- 3. 申請書類記載例
こと)	• 作成例
 (営業日及び営業時間)	
 □営業日、営業時間、サービス提供時間を記載している。(複	
数単位を設定する場合は、サービス提供時間を単位毎に記載	 ※ 運営規程について
すること)	<参考>P10
(利用定員)	④. 申請書類作成にあたっての
 □通所介護と通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)を一	留意事項
 体的に行う場合、「通所介護と通所型サービス(旧介護予防	
 通所介護相当)をあわせて○人」と記載している。(複数単	
位を設定する場合は、単位毎に記載すること)	
(指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額)	
□介護保険利用料以外で徴収するその他の費用(実施地域を越	
えた場合の交通費・食費・おむつ代等)も記載している。	
(通常の事業の実施地域)	
□通常の事業の実施地域が市町村の一部地域とする場合、当該	
一部地域の具体的な範囲を明示している。	
(サービス利用に当たっての留意事項)	
□記載している。	
(緊急時における対応方法)	
□記載している。	
(非常災害時対策)	
□記載している。	
(虐待の防止のための措置に関する事項)	
□体制の整備、研修の実施、速やかな通報の実施などについて	
記載している。	
(その他運営に関する重要事項)	
次の項目が記載されている。	
□従業者の研修(採用時研修、継続研修の頻度)	
□衛生管理	
□従業者及び従業者の退職後の秘密保持	
□苦情処理の体制・相談窓口	
□事故発生時の対応	
□記録の保管期間	
※その他※	
□附則の施行日は事業開始予定日を記載している。	
 <u> </u>	

	(料金表)	□ 介護保険利用料以外で徴収する費用も料金表に記載している。	※料金表(単位数)について
		□ 利用者負担額は、料金表作成例にある「*利用者負担額の算出	<参考>
		方法」を参考にして計算している。	-文書/カテゴリ検索
		□ 利用者負担額は、2割、3割についても記載している。	-18. 令和3年度4月介護
		□ 利用者負担額算出方法の計算式例を記載している。	報酬改定
	利用者からの苦情	を処理するために講ずる措置の概要	
		□ 苦情等に対応する担当者名、職種を記載している。	
		□ その他参考事項には、苦情が出ないための具体的な方策を記載	
		している。	
	法人代表者等誓	約書	
		□ 申請者の氏名は、申請書(第1号様式)の氏名(法人名、代表	
		者名)と一致している。	
		□ 申請するサービスに対応した別紙を添付している。	
	申請手数料(収入	証紙貼付用紙)※郵送による申請の場合	
		□ サービス種別ごとの納付額を確認している。	※電子申請届出システムによる
		□ 神奈川県収入証紙を貼付している。	申請の場合は、申請受付後に
		□ 連絡先を記載している。	電子納付のご案内を送付しま
			すが、予め「指定申請の流れ
			について」の「指定申請等手
			数料について」により納付額
			をご確認ください。
		※ 証紙貼付用紙の掲載場所	
		文書/カテゴリ検索	
		— 1.新規事業者指定 <u>https://kaigo.rakuraku.or.jp</u> /	/search-library/lower-3-2.html?topid=2
		-各サービス	
		一 2. 指定申請書類様式	
	介護給付費算定に	係る体制等に関する届出書	
		│ □ 申請者の氏名は、申請書(第 1 号様式)の氏名(法人名、代表 │	
		者名)と一致している。	ても作成してください。
		□ 提供するサービスの実施事業欄に「○」を記載し、異動年月日	
	A -40 (A () -40 feb -4-)	欄に事業開始予定年月日を記載している。	
Ш	介護給付費算定に	係る体制等状況一覧表	
		□ 提供サービス、施設等の区分、その他該当する体制等、割引、	※加算を算定しない場合であっ
		地域区分のそれぞれの欄の該当箇所にチェックをしている。	ても作成してください。
		□ 加算を算定しない場合は「なし」にチェックをしている。	
		□ 介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職	
		員等ベースアップ等支援加算を算定する場合は電子申請システ 	
	タ毛加佐のロルン	」 ムにより提出している。 □ ★ 【 turk た 答 ウナス 担人 の ス 】	
	合理川昇の届出様	式【加算を算定する場合のみ】	
		│□ 各加算様式の内容を確認し該当箇所に記入している。	

		※ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出の様式等の掲載場所	
		文書/カテゴリ検索	
		— 3. 加算届 https://kaigo.rakuraku.or.jp/search-lik	orary/lower-3-2.html?topid=4
		-各サービス	
	VZ=L-Z-11	اللاحات الما الما العاملات الما عليه (الما الما عليه الما العاملات الما عليه الما الما عليه الما الما عليه الما	
Ш	迪所糸サービス事	·業所規模点検書(新規開設等事業所用)	
		□ サービス提供予定日数は、運営規程に位置付けられている日は 	
		全てサービス提供を行うものとし、日数を記載している。	
		□ 複数単位でサービス提供を行っている場合、全ての単位の利用	
		延人数を合算したうえで平均利用延人員数を算出している。	
確認		iについては、必要に応じて提出を依頼することがあります	。)
	賃貸借契約書の写	し又は建物の登記事項証明書の原本	
		□ 賃貸借契約の場合、契約は申請法人名義で行われている。	
		(※建物の使用目的が住宅や居宅となっている場合は、貸し主から	
		事業の用途で使用することについて同意を得ているか。)	
	建築物等に係る関	係法令確認書	
		□ 建築基準法・消防法等について、関係所管に確認した内容や指	
		摘を受けた内容等を記録している	
		□ 確認した担当部署、担当者名、連絡先を記録している。	
	従業者の雇用が確	 認できる書類の写し	
		□ 雇用契約書や労働条件通知書の写しを事業所で保管している。	
		 □ 従業員は事業所と契約しており、事業所の指揮命令下にある	
		カュ。	
		※労働条件の明示については「労働基準法第15条」に規定さ	れています。なお、
		労働基準法に関する内容は、労働基準監督署へお問い合わせく	ださい。
	プログラム		
		□ 1日のサービス提供の流れが分かるプログラムを作成してい	<参考>P10
		る。	④. 申請書類作成にあたっての
		 □ 単位が複数ある場合、単位ごとのプログラムを作成している。	留意事項
		 □ 機能訓練やレクレーションは具体的な内容を記載している。	
		 □ サービス提供を開始する時刻とサービス提供が終了する時刻	
		 を明示している。	
		 □ サービス提供時間中に送迎時間や帰り支度をする時間を含ん	
		でいない。	
	損害保険		
	1月百体陜	□ 損害保険に加入しているか。	
			<u></u>
		※利用者にケガをさせたり、物を壊してしまった場合など、賠償す	けべき事故が発生した場
		合、事業者は損害賠償を速やかに行わなければなりません。 	,
ı	i .	I .	T. Control of the Con

④申請書類作成にあたっての留意事項(通所介護)

申請書類作成にあたって、ご質問の多い点をまとめました。こちらも参考の上、申請書類を作成してきてください。

1 人員基準

(1) 管理者

- 同一敷地内で他のサービス (例えば、訪問介護) の管理者等を兼務することは可能です。 その際には、それぞれのサービスごとに時間を割り振り (例:通所介護の管理者4時間/ 日、訪問介護の管理者4時間/日)、勤務表に割り振った時間を記載してください。
- 管理者には、資格要件はありません。

(2) 生活相談員

- 生活相談員は、サービス提供日ごとに配置し、サービス提供時間内の勤務時間数の合計 がサービス提供時間数以上確保されている配置が必要です。
- 生活相談員又は介護職員のうち1人以上の常勤職員を配置する必要があります。
- 生活相談員は、次の資格要件のうち、いずれかに該当する者を配置してください。
 - ア 社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者
 - イ 介護福祉士
 - ウ 介護支援専門員
 - エ 介護保険施設又は通所系サービス事業所において、常勤で2年以上(勤務日数360日以上)介護等の業務に従事した者(直接処遇職員に限る)

<参考>

文書/カテゴリ検索

- -1. 新規事業者指定
 - -7. 通所介護
 - -6. 通所介護サービスにおける生活相談員の資格要件について

(3) 介護職員

○ 指定通所介護の単位ごとに、平均提供時間数に応じて、専ら当該指定通所介護の提供に あたる介護職員が利用者の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場 合にあっては15人を超える部分の利用者の数を5で除して得た数に1を加えた数以 上確保されるために必要と認められる数の配置が必要です。なお、指定通所介護の単位 ごとに、常時1人以上確保しなければなりません。

(4) 機能訓練指導員

- 機能訓練指導員は、有資格者を1以上配置することが必要です。
- 個別機能訓練加算(I) イを届け出る場合
 - …加算算定日に有資格者を1人以上配置することが必要です。
- 個別機能訓練加算(I) ロを届け出る場合
 - …個別機能訓練加算(I)イ算定における、イ(1)の規定により配置された理学療法士等に加えて、通所介護を行う時間帯を通じて常勤の有資格者を1人以上配置することが

必要です。

○ 有資格者とは、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は一定の実務経験を有するはり師、きゅう師の資格を有する者です。

(5) 看護職員

○ 利用定員が11人以上の場合、サービス提供日ごとに1人以上配置する必要があります。 (提供時間帯を通じて配置する必要はありませんが、提供時間帯を通じて通所介護事業 所と密接かつ適切な連携を図る体制が必要です。)

(6) その他の職員

○ 各種加算を算定する場合は、管理栄養士等必要となる職種の人員を配置しなければなりません。また、食事を提供するため、事業所で調理を行うのであれば、調理員を配置しなければなりません。調理員の時間は介護職員や生活相談員としての時間としては認められません。

2 運営規程

(1) 必ず記載すべき事項

- 事業の目的及び運営の方針
 - → 居宅条例第99条などを参考にしてください。
- 従業者の職種、員数及び職務内容
 - → 例)看護師1人以上
- 営業日、営業時間、サービス提供日、サービス提供時間
 - → (2)営業日、(3)営業時間とサービス提供時間を参照
- 指定通所介護の利用定員
 - → (6) 利用定員を参照
- 指定通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
 - → 介護保険利用料以外で徴収する費用もすべて記載してください。
- 通常の事業の実施地域
 - → (4)通常の事業の実施地域を参照
- サービス利用に当たっての留意事項
 - → 利用者が指定通所介護の提供を受ける際に、利用者が留意すべき事項を記載してく ださい。
- 緊急時における対応方法
 - → 居宅条例第113条(第28条準用)などを参考にしてください。
- 虐待の防止のための措置に関する事項
 - →体制の整備、研修の実施、速やかな通報の実施などについて記載してください。
- 非常災害対策
 - → 非常災害に関する具体的な計画等を記載してください。
- その他運営に関する重要事項
 - → 従業者の研修(採用時研修、継続研修の頻度)、衛生管理、従業者及び従業者の退職後の秘密保持、苦情処理の体制・相談窓口、事故発生時の対応について記載してください。

(2) 営業日

○ 祝日の営業について、運営規程に明記してください。

例: 営業する場合 \rightarrow 営業日は、月曜から土曜までとする (祝日は営業する)。 営業しない場合 \rightarrow 営業日は、月曜から土曜までとする (祝日は営業しない)。

○ 夏休み、冬休みを設定する場合には、運営規程に明記してください。

例:営業日は、月曜から土曜までとする(祝日は営業しない)。

但し、12月29日~1月3日までを除く。

(3) 営業時間とサービス提供時間

- 営業時間とは、事業所が開いている時間のことです。
- サービス提供時間とは、実際にサービスを提供する時間です。

例:営業時間は、9:00 から 17:00 までとする。 サービス提供時間は、10:00 から 15:00 までとする。

(4) 通常の事業の実施地域

- 通常の事業の実施地域内では、定員一杯である等の合理的な理由がない限り、実施地域内に住んでいる利用者へのサービス提供は拒否できません。 以上を踏まえて、通常の事業の実施地域は、事業所で決めてください。
 - ※ 通常の事業の実施地域外に居住する利用者に対して、サービスを提供してはいけない ということではありません。サービスを提供するかについては、事業所で判断できま す。

(5) その他の費用

ア 通常の事業の実施地域外の利用者に対する交通費

- 通常の事業の実施地域外に居住する利用者に対しては、運営規程に定め、利用者から 同意を得れば、送迎にかかる交通費(実費)を別途利用者に請求することができます。
- 交通費を請求するかしないかは、事業所で決めてください。
- 請求する場合には、運営規程に明記する必要があります。価格は、ガソリン代等の実費を基に事業所で決めてください。なお、請求できるのは通常の事業の実施地域外の交通費です。(実施地域内の交通費は介護報酬に含まれます。)
- イ 日常生活においても通常必要となるものに係る費用で、その利用者に負担させることが 適当と認められる費用
 - 詳細は、平成12年3月30日老企第54号の厚生労働省の通知をご覧ください。

(6) 利用定員

通所介護と通所型サービス(旧介護予防通所介護相当)とで一体的に運営を行い、定員を 定めている場合は、「通所介護、第1号通所事業 (旧介護予防通所介護相当) 合計 〇 〇名 | 等両サービスの合計であることが分かるように記載してください。

3 設備基準

(1) 同一敷地内で他のサービス(居宅介護支援、訪問介護等)を行う場合

- 事務室は同じ部屋を使用することは可能ですが、それぞれの事業ごとに専用のスペース (専用の机でも可)を設ける必要があります。
- 図面にどの部屋・机がどの事業のものであるかを明記してください。

(2) 食堂兼機能訓練室

- 平面図に、寸法・縮尺を正確に記載してください(できれば建築図面が望ましい。)。食 堂兼機能訓練室の部屋の形状により、サービスの提供が一体的に行うことができないと 考えられる場合は単位分け等を行う必要があります。
- 通所介護サービスの提供には必要ないもの等(食器棚、冷蔵庫、押し入れ、床の間、柱等)の面積は除外してください。
- 狭い部屋を複数連結して食堂兼機能訓練室の面積を確保することは望ましくありません。指定受付では、部屋の数や連結部分の開口部の寸法等により、個別具体的に一体的にサービス提供ができるのか判断します。
- 狭い空間を食堂兼機能訓練室の面積として確保することは望ましくありません。指定受付では、有効面積や使用用途等を確認することにより、サービス提供に資する空間であるか判断します。

(3) 相談室

○ 個室またはパーテーションで仕切るなど、相談内容の漏えい等がないよう、利用者のプライバシーに配慮したものにしてください。

(4) 静養室

- ベッドや布団などを設置するとともに、食堂兼機能訓練室に近接させることにより見守 りの体制を確保できるようにしてください。
- 個室またはカーテンで仕切るなど、ゆっくり静養できるようにしてください。

(5) 消火設備その他非常災害に際して必要な設備

○ 消火器等の消火設備や非常災害に際して必要な設備を備える必要があります。 (消火器等の位置を図面に記載してください)

(6) その他

- 要介護者又は要支援者が使用するのに適した便所及び洗面設備を設けてください。
- 入浴介助加算を届け出る場合は、入浴介助を適切に行うことができる浴室を設けてくだ さい。

4 その他添付書類

(1) 料金表

○ 令和3年4月に報酬改定がありました。改定後の単位を確認して作成してください。 <参考>

文書/カテゴリ検索

- -18. 令和3年度4月介護保険制度改正・報酬改定
 - 一利用料金早見表
- -1. 新規事業者指定
 - -各サービス
 - -3. 申請書類記載例 作成例

5 加算の届出

- 「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書」に、必要事項を記載してください。
- 届出が必要な通所介護事業の加算の種類と添付書類は、以下を参照してください。
 - -文書/カテゴリ検索
 - -3. 加算届
 - -各サービス
 - -1. 加算届一覧表

<以上>

⑤同一敷地内で2サービス以上の事業を行う場合

1 事業所名称と事業所番号について

「事業所の名称」と指定の際に付番される「事業所番号」はリンクしています。

(1) サービスごとに異なる事業所名称をつけたい場合

例:訪問介護事業…〇〇ホームヘルパーセンター 居宅介護支援事業…〇〇ケアセンター

- ・事業所番号は別になります。
- ・申請は、それぞれのサービスごとに行うことになります。 (申請書、登記事項証明書の原本、図面もそれぞれ用意してください。)

(2) 事業所番号を統一したい場合

- ・事業所名称を統一してください。
- ・申請は、1つにまとめてください。 (申請書、登記事項証明書の原本、図面は、事業所共通書類として1部あれば、 結構です。)
- 事業所番号は、介護報酬の請求を行う場合にも必要となります。請求事務のことも考えた上で、事業所番号を別にするか同じにするかを事業所で検討してください。
- 名称に特に決まりはありません。事業所でお考えください。
- ただし、既に使用されている名称は、利用者等に混乱が生じやすいので、避けてください (特に同一市区町村内にある場合)。
- 既に名称が使用されているか否かは、介護情報サービスかながわ (https://kaigo.rakuraku.or.jp/)の「介護事業所検索」等で調べてください。

2 事務室の配置について

○ 事務室は同一法人であれば共通で使用できますが、サービスごとに専用の事務スペース が必要です。机をサービスごとに明確に分けてください。図面に机のレイアウトを記載し、 どの机がどのサービス用なのかが分かるように記載してください。

3 その他

○ 併設する他のサービスにおいて、補助金等を受けている場合、別途手続が必要な場合があります。申請する場所が、補助金等の対象となっているか確認し、対象となっていた場合は、 事前に補助金等を受けている担当部署へ連絡し、必要な手続を行ってください。 (裏)

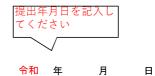
- 備考 1 「指定(許可)申請対象事業等」「既に指定(許可)を受けている事業等」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
 - 2 保険医療機関、保険薬局、老人保健施設又は老人訪問看護ステーションとして既に医療機関コード等が付番されている場合には、そのコードを「医療機関コード等」欄に記載してください。複数のコードを有する場合には、適宜様式を補正して、そのすべてを記載してください。
 - 3 既に居宅サービス事業所または介護予防サービス事業所のいずれか一方の指定を受けている事業者が、他方の居宅サービス事業所又は介護予防サービス事業所の指定を受ける場合において、届出事項に変更がないときには、「事業所の名称及び所在地」「申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名」「当該申請に係る事業の開始予定年月日」「欠格事由に該当しないことを誓約する書面」「介護支援専門員の氏名及び登録番号」「その他指定に関し必要と認める事項」を除いて届出を省略できます。
 - 4 法人等の種類は、「社会福祉法人(社協以外)」、「社会福祉法人(社協)」、「医療法人」、「社団・財団」、「営利法人」、「非営利法人(NPO)」、「農協」、「生協」、「その他法人」、「地方公共団体(都道府県)」、「地方公共団体(市町村)」、「地方公共団体(広域連合・一部事務組合等)」、「非法人」、「その他」のいずれかを記入してください。
 - 5 様式右上の申請者と様式中央の申請者欄の所在地情報は必ず一致させる必要はありません。また、申請者欄の所 在地情報は、基本登記事項証明書の内容を記載しますが、建物名や部屋番号の記入も可能です。

第1号様式 (第2条関係)(表)(用紙 日本産業規格A4縦長型)

指定居宅サービス事業所 指定介護予防サービス事業所 介護保険施設

神奈川県知事殿

指定(許可)申請書



所在地 神奈川県○○市□□1-2

申請者 名称 株式会社大通介護

代表者職名 氏名 代表取締役 神奈川 太郎

介護保険法に規定する事業所(施設)に係る指定(許可)を受けたいので、下記のとおり、 関係書類を添えて申請します。

	フリ.	Jガナ	カブシキカイ	イシャ オオドオ!	ノカィ	′ゴ									
	名	· 陈	株式会社	大通介護											
申		たる事務所の 在地	(郵便番号 神奈川	都道 展)	_	市区町村	 1-	□□1−2					
■主	`+,	·+ +L	電話番号(045-000-0000		(内線)		FAX番号 045-0	00-0000						
胡	浬;	絡先		kanagawa@OC	00.	jp									
者	法.	人等の種類	営利法人												
		表者の職名 氏 生年月日	職名	代表取締役		フリガ 氏 名		ナガワ タロウ 神奈川 太郎	生年 月日	1970年〇	月〇日				
			(郵便番号	} -)									
	代	表者の住所	神奈川	都道府県		00	_	市区町 村	× × 1 —	201					
	法ノ	人の吸収合併又は	 :吸収分割に	おける指定(許可能)	可) 申	請時に	. Z								
		同一所在地にお	いて行う事	業等の種類		共生型 サービ ス申請 時に☑	指定(許可) 請対象事業 (該当事業) 〇)	等 可)を受けてい	事業等の閉	開始予定年	様 式				
指		訪問介護					指	宣を受けたい	事業に〇		付表1				
定		訪問入浴介護					を	と付けてくださ	い		付表2				
$ \tilde{a} $	指	訪問看護					L	—			付表3				
許	定	訪問リハビリテー					ļ				付表4				
可		居宅療養管理指	導												
を	宅サ	通所介護	· - v				0		2023年	4月1日					
受	۱ĭ	通所リハビリテー													
け	ビ	短期入所生活介 短期入所療養介													
よ	ス	特定施設入居者						+							
ようとす		福祉用具貸与	工力力或												
す		特定福祉用具販													
る	.	介護老人福祉施													
事	施設	介護老人保健施									付表14				
業所	該	介護医療院									付表15				
':'	+15	介護予防訪問入	浴介護								付表2				
施	指定	介護予防訪問看	護					定を受けている			付表3				
設	介	介護予防訪問リル	ヽビリテーシ	ョン				業所番号にした			付表4				
の種	護	介護予防居宅療						てください。同		f	付表5				
性	予	介護予防通所リノ	ヽビリテーシ	ョン				するには、事業			付表7				
^3	防	介護予防短期入					事業所	所在地が一致し	している必	`	付表8				
	サ	介護予防短期入							-		付表9				
	ビビ	介護予防特定施		活介護			├ / /								
	ス	介護予防福祉用					//								
<u> </u>	# /-	特定介護予防福									付表12				
_		と ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	1 4 7	1 2 3 4 5	6	-		可を受けている場合)		Total					
医	聚 機	護関コード等				[(保	険医療機関とし	して指定を受けている	場合)						

* 裏面に記載に関しての備考があります。

付表 6 通所介護事業所の指定に係る記載事項

	フリガナ				オオド	オリ	デイサービ	スセンター										
事	名 称	大通デイサービスセンター																
		(郵便番号	<u> </u>	- 0000														
業所	所在地	神奈川	邦 道		××			区 村	oc)町2一2								
771	連絡先		0000-00-00		(内線)	FAX番号 0000-00-0000												
	フリガナ		<u>kanagawa@</u> ハマ タロ			Ι /	和压夹口	000	0000 \									
管	氏 名		浜 太郎	.7	住所	'	郵便番号	000 –	0000)									
	生年月日		年 〇 月 〇 日	生	11//	00)市()()町()	3 – 3 – 3										
理		介護事業所				#÷	 舌相談員											
	同一敷地内の他の事	(兼務の場合	合のみ記入)															
者	設の従業者との兼務		兼															
	(兼務の場合記入)		及び	/勤務時間	等													
	共生型 帯に関する基準の確認	型サービスの 変に必要か事					□有		☑ 無									
	食堂及び機能訓練	室の合計面	積	90.75	m²		利用足	₹員(同時	利用)	20	人							
)人員に関する基準の	確認に必要		In the m			-ruin era	A ===	twik m	Ide Ale Sura	+ 112 VIII P							
	従業者の職種・	員数		相談員			職員		職員	機能訓練								
サ_	常勤(人)		専従	兼務 2	専役	t	兼務	専従	兼務 2	専従	兼務							
	非常勤(人)						1		1		1							
ビ ス)設備に関する基準の	確認に必要					1 000 -	1 000	I A	1 000	1							
た 提	営業日(該当に	O)	日曜日	月曜日	火曜	Н	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日							
供	白来口(欧当に	.0)	その他	(年末年始	_		12月30日~				0							
単	営業時間			9	: 00			~	17	: 00								
位	I —	平日	; ~ ; 3 : ~ ;															
1	異なる場合	土曜日 曜日・祝日																
	サービス提供		9:30 ~ 16:45															
	利用定員					25	人											
)] 「サービス提供単 一定する場合のみ記			人上設	T	a≤ =#												
	(正)	复 数	専従	兼務	専従		兼務	事従	兼務	機能訓練指導員 東従 兼務								
サー	第 勤 (人)		-F1K	AK125	WHE	C.	水功	-F1/C	AK355	-F1/C	オドリカ							
, E	非常勤(人)																	
Z C)設備に関する基準の	確認に必要			1 .1. 199		1.033	1 1999 C		1 199 0	40.0							
提	営業日(該当に	O)	日曜日	月曜日	火曜	Н	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日							
供		.07	その他	▲ (年末年始	上 休日等)													
単	営業時間				:			~		:								
位	曜日ごとに 異なる場合	平日 土曜日			:			~ ~		:								
2	記入日				:					· :								
	サービス提供師				:			~		:								
	利用定員 「サービス提供単位	3 1+ 3	3 単位以上	設			人											
	『する場合のみ記載			. RX	1	看護	職員	介護	護職員	機能訓練	東指導員							
#		員数	専従	兼務	専領		兼務	専従	兼務	専従	兼務							
í L	常勤(人)																	
Ľ Z	非常勤(人)		4. 75.75															
z C)設備に関する基準の	雌認に必要	な事項 日曜日	月曜日	火曜	В	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日							
提	営業日(該当に	.()	I THE	/Jr# III	ノヘド匠		- 7.5E H	- 150E H			170 11							
供			その他	(年末年始	休日等)				•									
単	営業時間	77 🗆			:		_			:								
位	曜日ごとに 異なる場合	平日 土曜日			:			<u>~</u>		: :								
3		曜日・祝日			:			~		:								
	サービス提供	時間			:			Ų .		:								
	利用定員	別送のしれ	: 41				人											
	添付書類	別添のとお	り															

(週所介護事業を事業所所住地以外の場所で一部美施する場合)

	!/ババ護争耒を争 え フリガナ															
事	名称			<u> </u>												
7		(郵便番号	<u> </u>	\)											
業	所在地	(1)(1)	都道府県		,	-	区 村									
所	`#\do #-	電話番号			(内線)	FA	AX番号									
	連絡先	Email		7		'										
○設(備に関する基準の確認	認に必要な						Sul m								
Ta	食堂及び機能訓練	東室の合計	申奈川県の	場合、該計	当しないの	で記載不要	をです。	利用)		人						
# C)設備に関する基準の)催認に必過														
1	24 # D (=± 1//)	- 0)	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日						
Ľ"	営業日(該当に	-0)	7. 00 /th	その他(年末年始休日等)												
ス_	営業時間		ての他		↑日寺/ :				:							
提	曜日ごとに	平日		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·												
供	異なる場合	土曜日			:		:									
単	記入日	曜日・祝日		: ~ :												
位一	サービス提供				:	-	~		:							
1	利用定員					人										
# 0)設備に関する基準の)確認に必要	な事項													
1			日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日						
ピ	営業日(該当に	- (O)														
ス			その他	(年末年始位	木日等)											
提	営業時間				:		~		:							
供	曜日ごとに	十曜日			:		<u> </u>		:							
単	異なる場合 記入 日	工唯日 曜日・祝日			:				:							
位	サービス提供				<u>.</u> :				:							
2	利用定員	H/) [H]			•	人			•							
++ ()設備に関する基準の)確認に必要	な事項													
٦٦٢	20000-000	- 1201-10 5	日曜日	月曜日	火曜日	水曜日	木曜日	金曜日	土曜日	祝日						
ピ	営業日(該当に	:0)	1	73	70.2	.,	1,000			1,014						
ス			その他	(年末年始位	木日等)		l	Į.								
提	営業時間				:		<u> </u>		:							
供	曜日ごとに	平日			:		~		:							
単	異なる場合	土曜日	-		:		Ų.		:							
位一		曜日・祝日			:		~		:							
3 -	サービス提供	時間			:		~		:							
Ľ	利用定員	I				人										
	添付書類	平面図														

- 備考 1 記入欄が不足する場合は、適宜欄を設けて記載するか又は別紙に記載した書類を添付してください。
 - 2 管理者の兼務については、添付資料にて確認可能な場合は記載を省略することが可能です。
 - 3 機能訓練指導員については、生活相談員又は看護職員若しくは介護職員と兼務しない場合にのみ記載してください。
 - 4 当該事業を事業所所在地以外の場所(いわゆる出張所)で一部実施する場合、下段の表に所在地等を記載してください。また、従業者については、上段の表に出張所に勤務する職員も含めて記載してください。

(別添)

付表 6 通所介護事業所の指定に係る記載事項 添付書類・チェックリスト

必要書類の添付漏れがないか確認(図を記載)し、付表と合わせて提出してください。

	添付書類	参考様式	新規指定甲請 (※1)	更新甲請 (※2)	備考
1	登記事項証明書又は条例等		☑ 添付	□ 添付 □ 添付省略	
2	従業者の勤務体制及び勤務形 態一覧表	参考様式1	☑ 添付	□ 添付□ 添付省略	
3	平面図	参考様式2	☑ 添付 <u> </u>	□ 添 添付したら	o☑をいれてくださ
4	設備・備品等一覧表	参考様式3	☑ 添付	□ 添付 □ 添付省略	
5	運営規程		☑ 添付	□ 添付□ 添付省略	
6	利用者からの苦情を処理する ために講ずる措置の概要	参考様式4	☑ 添付	□ 添付□ 添付省略	
7	誓約書	参考様式6	☑ 添付	□添付	

- ※1 新規指定申請の際は、全ての添付書類を提出してください。

提出者 (問合先)

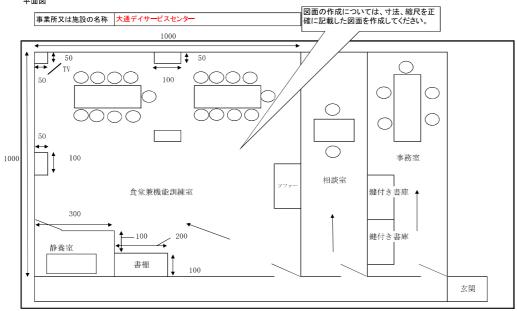
事業所名	大通デイサービスセンター
担当者名	横浜 太郎
電話	0000-00-0000
メールアト゛レス	kanagawa@OO.jp

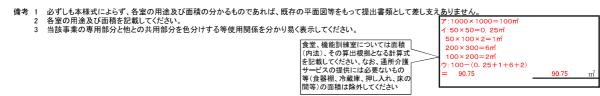
【記載例】

					(5) 当該サービス提供単位のサービス提供時間													9	:30	_ ~	16:30	(計 7 時間)											
		Ι			(10)												-		(10)	(10) ************************************													
No	(6)	(7) #136	(8)	(9) 氏 名				1週目				,		2週目						週目						11			5)	題目	(11) 1~4週目 の勤務時間数	(12) 選平均 勤務時間	(13)兼務状況 (兼務先及び兼務する
140	職種	勤務 形態	資格	(0) 24 11			2 3						10		12						19 20								_		습위	動物時間数	職務の内容)等
						火 7	k 木	金	土	日 .	月火	水	木	金	±	日月	1 火	水	木	金 :	± B	月	火	水	木 :	金 土	B	月					
					シフト記号		а	a	a		a a			a	a	2		a			a	a	а			a a		a					1
1	管理者	A	_	厚労 太郎	勤務時間數		8	8	8		8 8			8	8		8				8	8		8		8 8		8			160	40	
_					ジードスを分割的 の発送を開発		7	7	7	_	7 7			7	7	7	7 7	7			7	7	7	7	_	7 7	_	7	_		140	35	
١,	d ve teat a	١.	41.04=41.1		シフト記号		a a	a	а	a		a		a		а		a	a		a a			а		a a					100		
2	生活相談員	A	社会福祉士	OO A太	勤務時間数		8 8	8	8	8		8		8		8		8	8		8 8					8 8					160	40	
-					サービスをは特徴的	_	7 7	7	7	/	_	7	7	7	7	/	_	7	7	7	7 7			7	7	7 7	7		_		140	35	
3	AL YEAR BE		社会福祉主事任用資格	00 07	シフト記号	a 8					a a						a					a	a					a			64	16	A 5# 5M C
3	生活相談員	В	任芸価化土単仕用資格	00 B7	勤務時間数 ヤービスなおがら のもある方面	7					8 8						8 7 7	-				8	8					8			56	14	介護職員
_		+				-				_	, ,										_	/			_		_	-	_		00	14	
4	看護職員	В	看護師	OO C男	シフト記号 勤務時間数	X 4	X			X	X		X	X		X	X		X	X	X		X			X	X				64	16	機能訓練指導員、介護
"	有談職貝	D	包設制	00 05		4	4			4	4		4	4		4	4		4	4	4		4			4	4				64	16	職員
\vdash					#=EXWMMTI の数据を開催 シフト記号		_	4				-	4	4	_		_	M	4	4			4	_	4		_				04	10	
5	看護職員	D	准看護師	OO D美	シブト記号 勤務時間数		X	-	X		X A	X			X 4	- 2		X			X	X 4		X		- X		X A			48	12	機能訓練指導員
Ü	自改映貝	0	/任 信 改 印	OU DE	銀行を行うである。 サービスを3000円 で発展された		4		4		4	4			4	- 2		4			4	4	-	4		4		4			48	12	1成形訓練指等具
-		+			シフト記号		a a		4	а	4	a a				_	+	a	а	_	-	4			-	4	_	4	_		40	12	
6	介護職員	В		OO B7	動務時間数		a a			8 B		8 8				a 8		8			8				a 8		8 8	+			96	24	生活相談員
ľ	月成城具	0		00 07	第3名が7月00回 リービス第5回です のなるが1月日		7 7			7		7				7		7			7				7		7	+			84	21	工心怕談具
-					シフト記号		/ /			-	2	-	-					+-	-/			а		-	-		+	а			- 04		
7	介護職員	В		OO C男	動務時間数			-			a 8		-			8		-				8					-	8			32	8	看護職員、機能訓練指
	71 DX-196 JA	"		00 03	9-63-83080 058860						7	+										7						7			28	7	導員
_		+			シフト記号	a	а	а	а	_	a a		а	а	а		a a		а	а	а	a	а		а	a a		a					
8	介護職員	A	介護福祉士	OO E次	勤務時間数	8	8	8	8		8 8	+	8	8	8	- 8		+	8		8	8	8			8 8		8			160	40	
ľ	71 804 1987	1 "	// KOL 100 100 100 100 100 100 100 100 100 10	00 200	7-KANGMEN CERNICE	7	7	7	7		7 7		7	7	7		7 7		7		7	7	7			7 7		1 7 1			140	35	
		+			シフト記号	a	a	a	a	а	a	_	1	a	_	а	a	а			a a		-	а	-	a a	_						
9	介護職員	A		00 F 7	勒務時間數		8	8	8	8	8		-	8		8	8				8 8			8		8 8					160	40	
					タービスを分割的内 の発性を開発		7	7	7		7	7		7		7	7	7			7 7	-		7		7 7	7	1			140	35	
					シフト記号	У	V	У		у	у		v	V		у	у		у	у	у		у		V	у	у						
10	機能訓練指導員	В	看護師	〇〇 C男	勤務時間数	4	4			4	4		4	4		4	4		4	4	4		4			4	4				64	16	看護職員、介護職員
					ヤービスをは締める の数数を対象	3	3			3	3	-	3	3		3	3	1	3	3	3	-	3			3	3				48	12	
					シフト記号		y		v		v	У			у	1	/	у			v	у		у		у	_	У					
11	機能訓練指導員	i D	看護師	OO D美	勤務時間數		4		4		4	4	1		4	- 4	1	4			4	4		4		4		4			48	12	看護職員
					ジービス使用の円円 の数点的関係		3		3		3	3			3	- 3	3	3			3	3		3		3		3			36	9	
					シフト記号																												
12					勤務時間數																										0	0	
					ヤービス-伊口特的日 の数据研究数							1						1									1				0	0	
					シフト記号																												
13					勤務時間数																										0	0	
ヤード人を分割する の物理を開																															0	0	
$\overline{}$		(14))サービス提供時間内の	相談員)	7	7 7	7	7	7	7 7	7	7	7	7	7 7	7 7	7	7	7	7 7	7	7	7	7	7 7	7	7		T	196	49		
			サービス提供時間内の				4 14	14	14	14	14 14	14	14	14	14	14 1	4 14	14	14	14 1	14 14	14	14	14	14 1	4 14	1 14	14			392	98	1 /
		(16)	利用者数				0 20	20			20 20	20	20	20		20 2	0 20	20			20 20		20				20						1 /
) サービス提供時間(平	均提供時間)			7 7	7	7	7	7 7	7	7	7		7 7	7 7	7	7		7 7			7	7	7 7	7	7					l /
			確保すべき介護職員の				4 14	14	14	14	14 14	14	14	14	14	14 1	4 14	14	14	14 1	14 14	14	14	14	14 1	4 14	1 14	14					/
				生活相		1	1 1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1				/	/
		(100 = 100	-1	看護聯		1	1 1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1 1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1			_ /	′	/
	(参考) 介護職員 (19)1日の職種別人員内訳			2 2				2 2			2		2 2		2			2 2		2			2 2					_ /		/			
				機能訓練	省導員	1	1 1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1	1	1	1 1	1	1			\perp		/
					1 1																												

(参考様式2)

平面図





(参考様式3)

設備・備品等一覧表

サービス種類	(通所介護)
事業所名・施設名	(大通デイサービスセンター)

チェック欄	設備の種類	設備基準上適合すべき項目
0	建物の構造	・建築基準法及び消防法に定めた基準に従って建築されている。
)		・消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けている。
	食堂及び機能訓練室	・食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有し、その合計した面積(有効
0		面積)は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上になっている。
		・機能訓練等を目的とした使用が想定されないスペース(押し入れ、廊下、柱
		等)は面積から除外している。
0	静養室	・利用者が静養するために必要となる広さを確保している。
)		・寝具等を設置するとともに、食堂及び機能訓練室に近接する等による見守りの
0	相談室	・遮へい物の設置等により、相談内容が漏えいしないように配慮している。
0	便所及び洗面設備	・要介護者又は要支援者が使用するのに適したものとしている。
0	事務室	・十分な広さを確保している。
		・鍵付きの書庫を設置している。
_	浴室	・床の滑り止めや手すり、シャワーチェアーの設置により安全な入浴ができるよ
		うに配慮している。

備品一覧(訪問入浴介護事業及び介護予防訪問入浴介護事業のみ)

チェック欄	備品の種類	品名	数量

備考 申請するサービス種類に関して、基準省令で定められた設備基準上適合すべき項目のうち、付表及び平面図で確認できる項目以外の事項について記載してください。

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設名	0000
申請するサービス種類	通所介護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情等に対応する常設の窓口(連絡先)、担当者の設置

• 相談・苦情に対する常設の窓口として、相談担当者を置いている。また、担当者が不在の時は、 基本的な事項については誰でも対応できるようにするとともに、担当者に必ず引き継いでいる。

(電話番号) 045-000-0005

(FAX番号) 045-000-0006

(担当者) 管理者 横浜 太郎

職名を記入してください。

不在時の対応についても 記入してください。

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制・手順

1

- 苦情があった場合は、ただちに生活相談員が相手方に連絡を取り、直接行くなどして 詳しい事情を聞くとともに、担当者からの事情を確認する。
- 管理者が必要であると判断した場合は、検討会議を行う。
- 検討の結果、必ず翌日までに具体的な対応をする(利用者に謝罪に行くなど)。
- 記録を台帳に保管し、再発を防ぐために役立てる。

3 その他参考事項

• 普段から苦情が出ないようなサービス提供を心がけている(毎日朝礼等で確認。介護職員等に対する 研修の実施等)

事業所として、苦情を少なくするための具体的な方策について記載してください。

備考 上の事項は例示であり、これにかかわらず苦情処理に係る対応方針を具体的に記してください。

事業所名称 を記載してください。

日本大通デイサービス 通所介護 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社港町介護サービスが開設する日本大通デイサービス(以下、「事業所」という。)が 行う通所介護事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関 する事項を定め、事業所の生活相談員及び機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員、介護 職員(以下「従事者」という。)が、要介護状態にある高齢者等に対し、適正な指定通所介護事業を 提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
- 2 事業の実施に当たっては、その状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健医療・福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。
 - (1) 名称 日本大通デイサービス
 - (2) 所在地 ○○市○○○1番地の1

(職員の職種、員数及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
 - (1) 管理者 1名(常勤兼務)

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

1単位目

(2) 生活相談員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して通所介護計画の作成の補助等を行う。

- (3)機能訓練指導員 2名(非常勤兼務2名)
 - 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練指導、助言を行う。
- (4)看護職員 2名(非常勤兼務2名)
 - 看護職員は、利用者の健康管理及び心身状態の把握を行う。
- (5) 介護職員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名) 介護職員は、入浴、排せつ、食事の介助等、日常生活に必要な支援及び介護を行う。

2単位目

- (6) 生活相談員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)
- (7)機能訓練指導員 2名(非常勤兼務2名)
- (8)看護職員 2名(非常勤兼務2名)
- (9)介護職員 2名(常勤兼務1名、非常勤兼務1名)

職員については、職種ごとに常勤、非常勤の別、専 に常勤、非常勤の別、専 従、兼務の別で人数を記載 してください。 (営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の祝日、8月14日から16日及び12月29日から1月3日まで を除く。

- (2) 営業時間 午前9時から午後6時
- (3) サービス提供時間 1単位目 午前9時00分から午後1時00分 2単位目 午後1時30分から午後5時30分

(通所介護の利用定員)

第6条 通所介護の利用定員は次のとおりとする。

1 単位目 20 名 2 単位目 20 名

(通所介護の内容及び提供方法)

- 第7条 通所介護の内容は、次の通りとする。
 - 一 食事の提供
 - 二 入浴
 - 三 個別機能訓練
 - 四 レクリエーション
 - 五 健康状態の確認
 - 六 送迎
 - 七 その他日常生活上の援助
- 2 通所介護の提供方法は、次の通りとする。
 - 一 事業所は、通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営 規程の概要、従事者等の勤務体制その他の利用申込者のサービスに資すると認められる重要事項 を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得ることとす る。また、説明においては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対して理解し やすいように説明を行う。
 - 二 事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した通所介護計画をサービスの提供に関わる従事者と共同して、個々の利用者ごとに作成する。
 - 三 前号の通所介護計画において、既に居宅サービス計画が作成されている場合には、当該計画 に沿った通所介護計画を作成する。
 - 四 管理者は通所介護計画を作成した際には、利用者又はその家族にその内容を説明し、文書により同意を受け、交付する。
 - 五 事業所は、サービスの提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
 - 六 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の適切な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行う。
 - 七 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者に係る居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努める。
 - 八 居宅サービス計画、サービス担当者会議等の記録その他の通所介護の提供に関する記録の保管方法については、利用者の人権やプライバシー保護の為、施錠できる書庫に整理して保管する。
 - 九 居宅サービス計画の作成後においても、当該通所介護計画の実施状況の把握を行い、必要に 応じて当該通所介護計画の変更を行う。

営業時間とサービス提供時間 が異なる場合は、それぞれの 時間を記載してください。

(通所介護の利用料)

- 第8条 通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護教 介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、
- 2 前項に定めるもののほか、利用者から次の費用の支払
- (1) 昼食代 600円
- (2) おやつ代 100円

(3) おむつ代等 パンツタイプ 150円、テープ止めタイプ 110 入

また、自動車を利用した場合に徴収できる 金額は、ガソリンの実費相当分のみです。

交通費を請求できるのは、通常の事業の

ト 40 円

実施地域を越えた地点からです。

(4) 通常の事業の実施地域を越えて行う送迎に要する費用 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1kmあたり 10円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名(記名押印)を受ける。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、○○市、□□市、△△町とする。 ただし、△△町は××1丁目から4丁目のみとする。 実施地域は客観的に場所が特定できるようにすること。〇〇市南部や事業所から〇〇Km以内などは不適切です。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第10条 利用者が通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。
 - 一 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
 - 二 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること
 - 三 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時までに連絡していただくこと

(衛生管理等)

- 第11条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に 努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。
- 2 事業所において感染症の発生、及び、まん延を防止するために必要な措置を講ずる。
- 3 従業員に年1回以上の健康診断を受診させるものとする。

(緊急時等における対応方法)

- 第12条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急 事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告す る。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。
- 2 利用者に対するサービスの提供により、賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

(虐待の防止のための措置)

- 第 14 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じる ものとする。
- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を年1回以上開催するとともに、その結果について、従事者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従事者に対し、虐待の防止のための研修を採用時及び年1回以上実施する。
- (4)前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に 通報するものとする。

(苦情に対する対応方針)

- 第15条 事業所は、自らが提供したサービスに係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応する。
- 2 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。
- 3 事業所は、提供した訪問介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う 調査に協力するとともに、指導又は助言を受けた場合においては、指導又は助言に従って必要な い改善を行うこととする。

(秘密の保持)

- 第 16 条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。
- 2 事業所が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

(記録の整備)

- 第17条 事業所は通所介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結から5年間保存する。
 - (1) 通所介護計画
 - (2) 提供した具体的サービス内容等の記録
 - (3) 利用者に関する市町村への報告等の記録
 - (4) 苦情・相談等に関する記録
 - (5) 事故の状況及び事故に対する処置状況に関する記録

(その他運営についての留意事項)

- 第 18 条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、 業務体制を整備する。
 - ① 採用時研修 採用後〇ヶ月以内
 - ② 継続研修 年□回
- 2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。
- 5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社港町介護サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は令和〇〇月〇月1日から施行する。

【通所介護事業の料金表の例】

事業所名称 を記載してください。

日本大通デイサービス料金表

令和〇年〇月〇日現在

【利用者負担算出方法】

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

事業所が所在する市町村の 地域単価を記載してください。

〇〇円- (〇〇円×0.9※ (1円未満切り捨て)) = △△円 (利用者負担額_

※2割負担の場合は0.8、3割負担の場合は0.7

地域単価: 〇. 〇円(〇級地)

1 通所介護費(通常規模型 3時間以上4時間未満)

要介護度	単位数	利用料金	自己負担額	自己負担	額	自己負担額
			(1割)	(2割)		(3割)
要介護 1	368		•			
要介護 2	421	7	利用者負担額は、			
要介護3	477		者負担算出方法に			
要介護 4	530	7	てください。			
要介護 5	585					

2 通所介護費(加算)

項目	単位数	利用料金	自己負担額	自己負担額	自己負担額
			(1割)	(2割)	(3割)
入浴介助加算(I)	40				
(1日につき)					
個別機能訓練加算(I)イ	56		算定する加	算のみ記載してく	ださ
(1日につき)			い。		
介護職員処遇改善加算 II (1月につき)	報酬総単位(基	1域単価×介護 本単価+各種 4.3%	左記 額×0.9(T円末 満切捨て))	額×0.8(T円末 満切捨て))	額一(左記 額×0.7(1円未 満切捨て))

2	スの他の弗田	(介護保険給付外サービス)	
- 3	その他の食用	(プト護様検続付外サービス)	

3 その他の費用(介護・	保険給付外サービス)	交通費を請求できるのは、通常の事業の実
昼食代	500円	· ·
おやつ代	100円	施地域を越えた地点からです。
	パンツタイプ150円	また、自動車を利用した場合に徴収できる
おむつ代等	テープ止めタイプ110円	
	パット40円	
送迎代	通常の実施地域を越えた地点から	5 片道 1 kmあたり 10円

受付番号	

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書<指定事業者用>

神奈川県知事

令和 月 日

所在地 名 称

このことについて、関係書類を添えて以下のとおり届け出ます。

	_ ,,		,	× 1 • × ·	_ 00	, Д	., щ о	, ,			事業所列	f在地市	5町村番号	
	フリ	ガナ												·
	名	称												
			(郵便	更番号	-	_)							
届	主た	る事務所の所在地	77.*-		<u> </u>		郡市							
111	\# 4	// //-		レの名	<u> </u>)					I FAVS	Z 0	1	
н	連系		电	話番号				1 24	F I =	折轄庁	FAX₹	百万		
者		の種別 者の職・氏名	-	職名				172	5人 力	川特汀	氏/	5	1	
白	1628	(有の戦・氏石		^{孤石} 更番号	!		1				仄-	<u> </u>		
	代末	者の住所	(平)小	だ街 ケ 県	1		郡市							
	101	(日 0) 江川		<u>_</u>										
	フリ	ガナ												
		所・施設の名称												
串	3 211	2002	(郵便	更番号	-)							
事業	主た	る事業所・施設の所在地		県	1		郡市							
新														
•	連糸			話番号							FAX₹	<u> </u>		
施	主た	る事業所の所在地以外の場所	(郵便	更番号_)							
設	で一	部実施する場合の出張所等の		<u></u>			郡市							
の			an	-T							I FAVS	E	1	
状	連系	^{合 先} !者の氏名	电	話番号							FAX≹	百万		
況	官理	1名の氏名	(#K/i	更番号			,							
	告押	者の住所	(44)	まぼ ク	1		郡市							
	67	1 00 12/01					- 4112 1 1 3							
	同一	所在地において行う		実施	1指5	Ē (许可)	異動	等0	区分		異動	(予定)	異動項目
		等の種類		事業	年月	日月		1				年月1	3	(※変更の場合)
		訪問介護						1新	規	2変更	3終了			
		訪問入浴介護						1新	規	2変更	3終了			
		訪問看護			-			1新	規	2変更	3終了			
		訪問リハビリテーション						1新		2変更	3終了			
届		居宅療養管理指導			<u> </u>			1新		2変更	3終了			
出		通所介護			<u> </u>			1新		2変更	3終了			
を	指	通所リハビリテーション			<u>├</u>			1新		2変更	3終了			
行	定	短期入所生活介護			┡			1新		2変更	3終了	1		
う	居	短期入所療養介護			 			1新		2変更	3終了			
事	宅サ	特定施設入居者生活介護			-			1新		2変更	3終了			
業所	リー	福祉用具貸与			! 			1新		2変更 2変更	3終了 3終了	 		
ולו	ビ	介護予防訪問入浴介護 介護予防訪問看護			-			1新		2変更	3終了			
施	ス	介護予防訪問リハビリテーション			├			1新		2変更	3終了			
設		介護予防居宅療養管理指導			 			1新		2変更	3終了	1		
の		介護予防通所リハビリテーション			\vdash			1新	_	2変更	3終了	1		
種		介護予防短期入所生活介護			1			1新		2変更	3終了	1		
類		介護予防短期入所療養介護			 			1新		2変更	3終了			
		介護予防特定施設入居者生活	舌介護					1新		2変更	3終了			
		介護予防福祉用具貸与						1新		2変更	3終了			
		介護老人福祉施設						1新	規	2変更	3終了			
	施	介護老人保健施設						1新	規	2変更	3終了			
	設	介護療養型医療施設						1新		2変更	3終了			
		介護医療院			<u> </u>			1新	規	2変更	3終了			
		事業所番号			1									
医療	機関	コード等				į	<u> </u>						///	
特		変更	前					_			蓼	更	後	
記														
事														
項														
F	明/玄 :	津粨 別添のとおり												

- 備考1
- 「受付番号」「事業所所在市町村番号」欄には記載しないでください。
 「法人の種別」欄は、申請者が法人である場合に、「社会福祉法人」「医療法人」「社団法人」「財団法人」
 「株式会社」「有限会社」等の別を記入してください。
 「法人所轄庁」欄は、申請者が認可法人である場合に、その主務官庁の名称を記載してください。
 「実施事業」欄は、該当する欄に「〇」を記入してください。
 「異動等の区分」欄には、今回届出を行う事業所・施設について該当する数字に「〇」を記入してください。
 「異動項目」欄には、(別紙1,1-2)「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」に掲げる項目(施設等の区分、人員配置区分、その他該当する体制等、割引)を記載してください。
 「特記事項」欄には、異動の状況について具体的に記載してください。
 「主たる事業所の所在地以外の場所で一部実施する場合の出張所等の所在地」について、複数の出張所等を有する場合は、適宜欄を補正して、全ての出張所等の財況について記載してください。 適宜欄を補正して、全ての出張所等の状況について記載してください。

(別紙1)

介 護 給 付 費 算 定 に 係 る 体 制 等 状 況 一 覧 表(居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援)

事業所番号					

提供サービス	施設等の区分	人員配置区分	そ の	他 該 当 す る 体 制 等	LIFEへの登録	割引
各サービス共通			地域区分	□ 1 1級地 □ 6 2級地 □ 7 3級地 □ 2 4級地 □ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他		
名サービス共通	□ 4 通常規模型事業所 □ 6 大規模型事業所(I) □ 7 大規模型事業所(II)		地域区分 職員の欠負による滅算の状況 感染症又は災害の発生を理由とする 利用者数の減少が一定以上生じてい 時間延長サービス体制 共生型サービスの提供 (生活力速車業所) 共生型サービスの提供 (国立領庫事業所) 共生型サービスの提供 (原立発達支援事業所) 共生型サービスの提供 (原立発達支援事業所) 共生型サービスの提供 (原立発達支援事業所) 共生型サービスの提供 (原立発達支援事業所) 共生型サービスの提供 (放課後等デイサービス事業所) 生活相談員配置等加算 生活報談員配置等加算 生活機能向上連携加第 塩別機能向上連携加第 若年性認知症利用者受入加算 等者でセメシト・栄養改善体制 口腔機能向上加算 科学的介護推進体制加算 サービ及機体制強化加算 介護機員等特定別為改善加算 介護機員等特定別為改善加算 介護機員等特定別為改善加算	□ 3 5級地 □ 4 6級地 □ 9 7級地 □ 5 その他 □ 1 なし □ 2 看護職員 □ 3 介護職員	□ 1 &L □ 2 & 5 9	1 &L 2 &9

【よくある質問】

Α

Q 法人の登記事項証明書(謄本)は、写しでもよいですか。 原本をご提出ください。(発行日から3か月以内のもの)

事業所の常勤職員(正社員)の勤務時間が、勤務形態一覧表で「常勤職員が勤務す べき1週あたりの勤務時間」に満たない場合、勤務形態のところは、どのように記載したら よいですか。

「常勤職員が勤務すべき1週あたりの勤務時間」が週40時間と設定されている場 合、その勤務時間数を下回っていれば、勤務形態一覧表に記載いただく勤務形態は、正社員 の方でも「非常勤で専従(又は兼務)」となります。

Q 運営規程の従業者の員数の記載については、「〇人以上」という記載でもよいです か。

原則として、職種ごとに常勤・非常勤の別、専従・兼務の別と員数を正確に記載い ただく必要がありますが、従業者数が変わるごとに運営規程を変更せずに済むよう、業務負 担軽減等の観点から、「○人以上」と記載することも差し支えありません。ただし、単に基 準上必要な最低限の人数以上とせず、事業所の実態に合った記載としてください。

通常の事業の実施地域外の交通費については、自動車を利用した場合、どのように 記載をしたらよいですか。

「通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道1km 当たり○○円」としてくださ い。なお、徴収できるのは燃料費等実費のみとなります。自動車が稼動しなくてもかかる車 両維持費、人件費等は含まれません。

Q 料金表の利用者負担額(1割)の算出方法の計算式は、

「地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て)

○○円 \times 0. 1=△△円(利用者負担額)」でよいですか。

利用者負担額(1割)の算出方法の計算式は、

「地域単価×単位数=○○円(1円未満切り捨て)

す。

Q 加算の届出書(介護給付費算定に係る体制等に関する届出書)の記載についてですが、指定予定年月日は「指定(許可)年月日」と「異動年月日」のどちらに書けばよいですか。

A 新規申請の場合には、指定予定年月日を「異動年月日」に記載してください。「指定(許可)年月日」は空欄にしてください。(「指定(許可)年月日」は、既に指定を受けているサービスで加算の変更をする際に、指定を受けた年月日を記載するところです。)